

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第二十六号

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 齋藤邦吉君

理事 木野 晴夫君

理事 丹羽 久章君

理事 広瀬 秀吉君

理事 竹本 孫一君

有馬 元治君

奥田 敬和君

倉成 正君

中川 一郎君

中村 拓道君

橋本龍太郎君

村田敬次郎君

森 美秀君

吉田 重延君

阿部 助哉君

藤田 高敏君

山中 吾郎君

小林 政子君

出席國務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

委員外の出席者

日本開発銀行総 裁 石原 周夫君

参 考 人 東畑 精一君

参 考 人 内田 忠夫君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

参 考 人 稲葉 秀三君

委員の異動

五月十二日

辞任

坂元 親男君

地崎宇三郎君

中川 俊思君

松本 十郎君

山口シヅエ君

同日

有馬 元治君

中村 拓道君

橋本龍太郎君

橋本龍太郎君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

補欠選任

橋本 隆君

有馬 元治君

豊 永光君

橋本龍太郎君

中村 拓道君

同日

有馬 元治君

中村 拓道君

橋本龍太郎君

橋本龍太郎君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

豊 永光君

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

三三三号)

相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

四四号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣

提出第一九号)

○審議委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正

する法律案の各案を一括して議題といたします。

本日は、まず各案について、参考人から意見を

求めることとしております。

本日御出席いただきました参考人は、東京大学

名誉教授、税制調査会会長東畑精一君、東京大学

教授内田忠夫君、財団法人経済調査会会長稲葉秀

三君の各位であります。

参考人各位には、御多用のところ御出席をいた

だき、まことにありがとうございます。税制に関

する諸問題について、何とぞ忌憚のない御意見を

お述べいただきますようお願い申し上げます。

なお、各位の御意見は最初に十分程度にお取り

まとめいただき、その後、委員からの質疑により

お答えを願うことといたしたいと思います。何と

ぞよろしくお願いを申し上げます。

それではまず最初に、東畑参考人よりお願い申

し上げます。

○東畑参考人 ただいま委員長のお話になりました

法律案は、実は昨年の十二月二十八日であり

ますか、税制調査会の昭和四十七年度税制改正に

関する答申と同じ趣旨のものだと考えております

ので、税制調査会の案について若干の説明をいた

したいと思っております。

所得税の一般減税は、昨年の末に繰り上げて行

ないました所得税のいわゆる年内減税、これが四

十七年度の規模で大体二千五百三十億円と思いま

すが、それに加えて、四十七年度として新た

に住民税と事業税の地方税でありますけれども、

そこでは一千万円の減税を行なうことといたし

ました。これらの所得減税のほかに老人扶養控除

の創設、それから寡婦控除を拡大する、それから

住宅取得控除の創設等の所得税の減税、それから

配偶者及び心身障害者に対する相続税の減税な

ど、国民福祉の向上に資する改正を行なうてほし

い、こういう答申であります。

それから、第二番目の企業課税につきましまして

は、法人税の附加税率一・七五%の期限が四十六

年度で終わるものでありますから、その期限をさ

らに延長する、それから輸出振興税制の大幅縮

減、それから金融、保険業等の貸倒引当金の繰り

入れ率を引き下げる、こういうことをやりました。

税負担の適正化、合理化をはかる答申をいた

しました。

それからその次には、公害対策、中小企業対

策、通貨調整に伴う措置等、当面の社会経済情勢

に即応するいろいろな措置を講ずるとともに、ま

た空港施設の整備拡充に資するために航空燃料

税を創設することを答申いたしました。これは、

最後の航空燃料税は、すでに皆さんの御採決を

いただいたと聞いております。

この答申案を審議する過程で実はいろいろ問題

がございましたので、重要なものをひとつ御説明

いたします。

所得税の一般減税につきましては、年内減税だ

けでは足らぬ、もっと追加減税を四十七年度とし

て新たにやるべきである、そういう議論が非常に

強かったものであります。どうして適当な財源

がございませんので、答申といたしましては、年

内減税後の所得税負担の推移につき、所得及び物

価水準等の動向にも注意しつつ、慎重に配慮する

ものとし、できるだけ早い機会に新たに負担の軽

減を行なうべきものと考えて、こういう結論に落

ちついた次第であります。できるだけ早い機会と

いうのは、まず景気的情勢とか、財政の諸情勢

をいろいろ考えまして政府が機敏に適切な判断を

行なうべきものではないか、こう存じておりま

す。

それからもう一つの問題は、社会保険診療報酬

課税の特例についてであります。これは税制調査

会といたしましては、昭和三十一年以来八回にわ

たりまして是正すべきものではないかという答申

をしておたのであります。いままで遺憾ながら

何の改善措置も講ぜられておりません。それで

われわれ税制調査会といたしましては、これを解

決するために、ことしの去る四月の十四日の総会

で社会保険診療報酬課税特別部会というものを設けまして、もつと現実的に具体的な方策を立てたい、こう存じております。過去三十一年以来この問題が解決されなかったということには皆さんの御支持というものが得られなかったということも大いに関係していると思ひますので、われわれとしましては非常に努力いたしまして答申をしたいと思つておりますが、その場合にはひとつどうか御協力願ひたい、こう存じております。

それから、新しく政府は例の社会経済長期計画であります。その改訂を行ないつつあるやうであります。その改訂にあたって、当然負担のこゝどとか税体系のあり方についても新しい考え方が必要となると思ひます。税制調査会といたしましては政府の要請があり次第、これらの問題につきましても審議したいというのが四十七年度のわれわれの心がまえでございます。

以上、簡単にございますが……。

○審議委員長 ありがとうございます。

次に、内田参考人をお願いいたします。

○内田参考人 私は、景気変動と税制につきまして、大体十一項目ぐらゐにわたりまして、日ごろ考へておりますことをお話し申し上げたいと思ひます。

まず第一は、税制を景気対策として正しく利用いたしますためには、景気動向を的確に評価するといふことが絶対必要でございます。この評価作業を進めるにあたりまして、より多くの努力が政府のレベルではもちろん、民間におきましてもなされる必要があるというのが第一点でございます。いま東畑先生から、慎重に景気の動向及び財政の状況を判断してというお話がございましたが、確かに慎重もけっこうなんですけれども、実際にそういうことをやる体制が整っていないといふのが、率直にいつて現在の体制ではなからうかと思ひます。

第二の問題は、このようにいたしまして、景気動向が政府あるいは民間のレベルで評価されましたならば、その結果は詳細にわたつて公表される

べきであるということでありまして、現状では、この面での政府のPR活動というのは決して十分とは思われませんし、また問題になっております国民の知る権利、これが十分にこの面において保障されているということにはなっていないといふふうに思ひます。

次に第三のポイントであります。行政目的のために普通、予算形式あるいは税収の見積もりが行なわれておりますけれども、これを経済分析に利用できるやうな形で予算勘定あるいは税収の見積もり、こういうものが用意されるべきであるといふふうに考へます。実際、国会その他におきまして予算審議が行なわれておりますが、現在のやうな予算の形式におきまして、ほんとうにその経済的效果を分析できるやうなことは私にはなっていないと思ひます。ですから、ほんとうにこの税制を景気変動に利用するといふことであるならば、経済分析に合うやうな形で税制のあり方が、あるいは税収入の表示がなされるべきであるといふふうに考へます。そしてやういふ形で税制が経済に及ぼします影響を推定いたしまして、これを予算提案の中に含めるべきであるといふのが第三の点であります。

次に第四の点は、議会は経済政策全体の中で税制の役割りを検討する。そして随時政府の支出及び税制の機能につきまして討論する機会を持つべきではなからうかと思ひます。特定な時期だけに限りましてやういふ検討会を持つといふのではなくて、景気動向というのは非常に微妙に変化したまゝから、討論の場は随時持たれるべきであるといふふうに考へます。また、国会議員がやういふ職務を果たすためには、必要な統計、データあるいはそのデータを分析いたしますスタッフ、やういふものが十分に用意されるということが必要でありまして、この点も現在のところは非常に不十分であるといふふうに思われます。議員の方にもより多くの勉強をしていただきたい。

それから第五番目の点であります。議会で公式討論のほかに、経済政策全般の問題を検討する

る専門委員会というものが必要ではなからうかと思ひます。それによりまして、議会の内外においてこの面におきまします関心が高まることにも、知識の水準が向上するといふふうに思われます。

次に第六の点であります。税制を取り扱う主税局と他部局あるいは他省庁の間の関係は、政府部門の機能分割が進むにつれて希薄なものになつていくように思われます。政策決定の全体の過程を見直しまして、総合的な政策調整の機構のあり方を検討すべきではないかと思ひます。

第七番目のポイントでございます。民間投資活動に影響いたします財政面からの措置といたしまして、交付金、補助金あるいは投資課税といふものにつきまして、その活用をもつと考へるべきであるといふふうに思ひます。法人税減価償却率についても同様であります。

第八番目のポイントは、個人消費に影響を与えます租税措置といたしましては、課税基盤が十分に広いことが必要でございます。この点におきまして、たとえばマイナスの所得税、つまり普通は所得税というのはプラスに考へられておりますが、ある限度に達しない人についてはマイナスの所得税を徴収するといふことが考へられてよろしいわけでありまして、一般付加価値税の実施もこの点において考慮に値するといふふうに思ひます。

第九番目のポイントは、社会保険の負担金とか公共料金といふものを、個人消費に影響をすることという政策手段としてもつと活用してもよろしいのではないかと考へます。

第十番目のポイントは、景気動向に弾力的に対応するのには、租税制度は、年間を通じてどういふときでも、原則的にはそれに適応できるやういふものでなければならぬといふふうに考へられます。それには、政府が税率変更にもつと強い権限を持つといふことが必要でありまして、ある場合及びある限度内で、政令によりまして、会計年度内のいかなる時点におきましても税率が

変更できるやうな体制を考へてもよろしいのではないかと思ひます。

最後に十一のポイントであります。実際の税率変更の手続には非常に時間がかかりますし、そのためにタイミングを失ふといふことがございます。これに対処するために、税率変更は、最初それが提示された時期においてさかのぼつて実施される、あるいは変更が提案された段階におきまして、完全審議に先立つてとにかく実施されるやういふことが考慮に値すると思ひます。

最後に、以上申しましたことは減税だけでなく増税についても当てはまることを付加いたしたいと思ひます。

○審議委員長 ありがとうございます。

次に、稲葉参考人をお願いいたします。

○稲葉参考人 私は、税制の一般論議というよりも、特に最近土地問題が深刻な課題であり、またこれをどのように解決していくかといふことには、日本の経済の将来を前向きに考へるといふことがむづかしい、こゝにいたつたやうなことを関連をいたしまして、土地税制につきまして若干の見解を表明させていただきます。

ちやうどいまから四年前に、税制調査会が土地税制部会が設置されました。私、その部会長にさせていただきましたのでございまして、答申をいたしました。そしてそれが昭和四十四年度から実施をされて現在に至つておるといふことは、皆さま方御存じのとおりであります。そして必ずしも現在やうな問題が過去になつたといふわけではなくて、その後四十五年、四十六年と、土地税制に對しますいろいろな批判が起つてまいりました。そして、いまや私たちは、やういふ情勢を再検討いたしまして、一つは土地税制の臨時措置をやめるのかやめないのか、また、やめることによつて土地供給がふえ、そして土地の価格が安定するかどうか、第二は、土地税制を一応臨時措置の期間、つまり昭和五十五年度まで実施をしていく、しかしそれと並行いたしまして、その他の税制措置もしくは土地政策そのものをもつと

全体的に再検討して実施をしていくのか、このようになことにつきまして、さらに根本的に再検討をしていかねばならぬときに来ているのではないかと思ひます。

そこで、最近の事態を中心にして申し上げますと、個人の譲渡所得につきまして、段階的にいまのような措置をとっていくのが、はたして土地の価格を安くしていく、また土地の供給、特に住宅用の土地を供給していくということに対してプラスになるのかどうか、こういう点が第一だと思ひるのでございませうけれども、それについては次のように私は考えているということを申し上げたいのであります。

実は問題は、私たちが土地税制について審議をいたしますときに起こった問題でございませうが、税制だけで土地の供給をふやしたり、また価格を引き下げたりするということとはなかなかむずかしい。むしろ税制は総合的な一貫政策として運用されなければその目的を達し得られない。そのような考え方は私は現在にも当てはまるのではないかとと思ひております。

第二に申し上げたいことは、土地の供給をふやしていく、そしてそれによりまして間接に価格の上昇を抑制していくということを、税制のどのようによつて援護していくか、こういうことが問題になりましたときに、実は二つの点につきまして、大きな見方、考え方の相違がございました。その一つは、土地供給を増加せしめるために、一定期間譲渡所得を軽くして土地供給をふやしていくという条件をつくっていく。さらにもう一つは、利用されていない土地に対しては、臨時にまたは恒久的に、強い税金をかけて、そして土地を利用せしめるような条件をつくっていく。このようなことに對して、一体どちらが有効か、またどちらが実行可能かという問題でございました。これにつきましては、前者的な考え方というのが採用されて現在に至っております。それによりまして、あとで申し上げますようにいろいろ問題が起きているという事実は否定できないのでございます。

けれども、そこから申し上げたい点は、確かに土地の供給はそのことによつてふえていくという要素を、どのように私たちは認識をすべきかどうかということが、今後について重要な点だと思ひております。

もう一つ起つておりました問題は、法人による土地の売却益、また値上がりということにつきまして、個人の場合とどのように均衡をしていくのか、また、一般法人税制との関連をどのようにしていくのか、さらに、法人の中には、デベロッパーという、土地を取得してそれを利用せしめるということに對しては、専門的にやりになるところと、今度はそうでない、むしろ土地の値上がりというものを前提にして土地を保有しているといったようなところと、二種類に分かれるわけでございますけれども、そういったような両者に對しては、どのような措置をとるべきか、こういうことが起つてまいりました。そして私たちは、当時の事情から申しまして、個人との均衡あるいは一般法人との均衡がまたなかなか実現をつかみ得られないといったようなことから申しまして、法人の土地の売却というところに対するプラスに對して、特別の土地の取得に對する税制をここで打ち立てるといふことは、むしろ本来の目的である土地の供給をふやしていく、また価格の値上りを直接間接に抑制をするということに對してはあまり大きな効果を發揮できないのではなからうか、このような見方、考え方に立つて答申を申し上げ、あまりこまかい説明はできませんが、それが現在まで実行されている次第でございます。

私はここで、やはり日本の土地政策全体を考えましてどのような態度をこれからすべきかということについて、税制をも含めまして再検討する、こういうふうなことに對してはやはりもっと前向きの体制がとられるということを切望いたします。しかし、申し上げたいことは、一部にいわれておりますように、ただこの税制をなくしてしまうということによつて、はたしてそういう効

果が期待できるのかどうかということにつきましては、実は疑問を持たざるを得ないということを申し上げたいのであります。

そのような観点からいたしまして、第一に私の皆さま方に御検討をわすらわしい点は、やはり土地問題の重要性、こういうものがますます真剣にかつ深刻にこれからの日本の経済を左右する大きな要素である、こういうふうな観念に立ちまゐり、もつと日本全体の土地のあり方、また住宅用の土地の供給ということについてどのような措置をとるか、こういうことにつきまして政府各省におかれましてはもと前向きの措置がとられるということをお願いいたします。

第二に、税の面におきまして私たちが感じますことは、こういう譲渡所得に對します臨時措置と並行いたしまして、私たちはそれと並行して保有課税をどのように実効的にしていくのか、固定資産税の評価がえをどのように実効的にしていくのか、さらにそのほかの土地の評価と公示制度といったようなものを全体的にどのように早く大きく普及していくのか、また都市計画税といったようなことによりまして、全体の土地の利用といったようなことによりまして、財産をどのように確保していくのか、こういうふうな措置が並行的にとられないと、この部門におきましてや不均衡といふことが生じておりました。土地の供給はふえないし、地価は安定しないし、供給がふえたといたしまして、それが住宅用の土地にならないといったようなことになっておりますので、ますます皆々方の方におかれまして、税の間のバランス、特に保有課税をどのように推進をしていくのか、それからさらに懸案になっております農地の固定資産税の問題をどのようにしていくのか、また自治省がお引き受けになつていられる公示制度というものをも早く確立して、それをやはり一つの權威のあるものにして、また社会の変遷に應じて三年、少なくとも五年目ごとにはそういったような地価の推移を明らかにしていく、こういうことに對しまして前向きの措置というものを進めていただきた

と思ひます。

その次に提示をしたい問題といたしましては、法人の土地入手の一定歩合というものを住宅用に提供させるということに對しまして、税制とは別途何らかの措置をひとつとるということができないかどうかということでありませう。ことに最近の事情を見ておきますと、土地を売る人がだんだんできていない、こういうことからいたしますと、やはり投機的なことが進行しているという事実は明らかであります。またそれを、事態を見きわめなければ適切な税が取りにくいということも事実であります。それがどうも私たちが期待をするように進んでおりません。ですから、そういったようなことによりまして、もと前向きの措置をいく、また公的に土地を手に入れたそれを活用するということに對しまして、もつと前向きの措置がとられる必要があるのではないかとこのように思ひます。まあ、住宅建設ということにつきましては、ここ十数年以来政府がいろいろな措置を進めてこられました。しかしどうも肝心なことは土地にあるだろうと考へますと、これはかりの考え方でございませうけれども、公共的な土地の入手をもつと多くしていく、そのようなことからいたしまして、住宅金融公庫とか日本住宅公団、こういったような機能はむしろ土地をいかに組織的に手に入れたら、こういうことについて力を注いでいただいて、そして、むしろ建設といたしましてそういったようなものをやらせていく、こういったようなことのほうがどうも望ましい、このように思ひます。

そのような点から申しますと、いろいろな見方、考え方がございませうけれども、私は悪名高い土地税制臨時措置を取りまゐめて、ここに会長さんがおいでになりますけれども、税制調査会に御

答申を申し上げ、それが政府措置として推進をされる、こういったようなことにお手伝いをさせていただいた人間であり、また私自身は、そのようになりた結果、必ずしも最近ではないが、稲葉さんような税制をつくったな、こういったことをたびたび言われてきた人間でございますけれども、要はやはり国民が必要な土地を提供していく、また価格の上昇をできる限り抑制をする、こういったような観点に立ちますと、譲渡所得を中心にした、個人的な譲渡所得に対する臨時的なことを答申をしたこの税制調査会の見解が全的に間違つておつたのではなくて、それと並行してとらるべき諸般の政策が十分でなかったためにどうもその趣旨が生かされなかつた。できれば、むしろ昭和五十年まではこういったことを補充をして、いまほかの措置を補充をして、そしてやはり土地をできる限り供給をする、こういったようなことのために、そのほかの税制とか一般の土地問題の解決に対しまして、もつと政府が真剣に取り組んでいただくという体制をおとり願いたいということを申し上げたい次第でございます。

○東畑参考人 実はまだ税制調査会が審議を開始したしておりませんので、税制調査会としてのお話はできないのでありますが、私個人の考え方に於いてひとつ申し上げたいと思います。将来の税制という大きな問題になりますという、どうしても日本経済の動向と申しますか、それをつかまなきゃならぬ。佐藤さんがおっしゃったとおりであります。ですから、われわれも政府の今後の長期経済政策といひますか、計画についてなるべく早く案といひますか、見通しができることをいかに希望しておるわけでありまして、それから第二の点につきましても、将来の税制が間接税を中心とするというお話であります。これは少し――そこまでの考えは持つておりません。御承知のように、大体は三分の二が直接税、三分の一が間接税であります。しかもこの間接税の割合というのは、直接税のことと所得税なんかの減税をやつておるにもかかわらず、ウェーは減つていきつた。それでは少し不均衡ではないか。そういう意味で、間接税をあらためてひとつ検討したい。実際の問題といたしましては、税制調査会が長い間、間接税といひますかの検討といひますのは、実はあまりやつていなかったのです。新しくそこへエネルギーを投じてやりたいと思ひますが、しかし、将来の税制が間接税を中心にするかというようなことはまず考えられない、こう考へております。

○東畑参考人 そうですね、まあ昨年は、ことにいわゆる年内減税ということがございまして、これは所得税でありますけれども、ことしでもできるだけ早いというのは何月ごろかと言われてもちょっと困ります。と申しますのは、事実、経済の動向というのは相当激変しつつあるとあります。ドル・ショックというふうな話もありましたが、それがまだ完全に吸収されているというところまでいっていないと思ふのです。でありますから、急いで事をやるというののもうかと思つております。しかし、大臣の答弁のようではなはだ恐縮なんですけれども、そういうつまでも待つておるわけにもいかぬと思ひます。

○東畑参考人 そうですね、まあ昨年は、ことにいわゆる年内減税ということがございまして、これは所得税でありますけれども、ことしでもできるだけ早いというのは何月ごろかと言われてもちょっと困ります。と申しますのは、事実、経済の動向というのは相当激変しつつあるとあります。ドル・ショックというふうな話もありましたが、それがまだ完全に吸収されているというところまでいっていないと思ふのです。でありますから、急いで事をやるというののもうかと思つております。しかし、大臣の答弁のようではなはだ恐縮なんですけれども、そういうつまでも待つておるわけにもいかぬと思ひます。

○東畑参考人 実はまだ税制調査会が審議を開始したしておりませんので、税制調査会としてのお話はできないのでありますが、私個人の考え方に於いてひとつ申し上げたいと思います。将来の税制という大きな問題になりますという、どうしても日本経済の動向と申しますか、それをつかまなきゃならぬ。佐藤さんがおっしゃったとおりであります。ですから、われわれも政府の今後の長期経済政策といひますか、計画についてなるべく早く案といひますか、見通しができることをいかに希望しておるわけでありまして、それから第二の点につきましても、将来の税制が間接税を中心とするというお話であります。これは少し――そこまでの考えは持つておりません。御承知のように、大体は三分の二が直接税、三分の一が間接税であります。しかもこの間接税の割合というのは、直接税のことと所得税なんかの減税をやつておるにもかかわらず、ウェーは減つていきつた。それでは少し不均衡ではないか。そういう意味で、間接税をあらためてひとつ検討したい。実際の問題といたしましては、税制調査会が長い間、間接税といひますかの検討といひますのは、実はあまりやつていなかったのです。新しくそこへエネルギーを投じてやりたいと思ひますが、しかし、将来の税制が間接税を中心にするかというようなことはまず考えられない、こう考へております。

○東畑参考人 実はまだ税制調査会が審議を開始したしておりませんので、税制調査会としてのお話はできないのでありますが、私個人の考え方に於いてひとつ申し上げたいと思います。将来の税制という大きな問題になりますという、どうしても日本経済の動向と申しますか、それをつかまなきゃならぬ。佐藤さんがおっしゃったとおりであります。ですから、われわれも政府の今後の長期経済政策といひますか、計画についてなるべく早く案といひますか、見通しができることをいかに希望しておるわけでありまして、それから第二の点につきましても、将来の税制が間接税を中心とするというお話であります。これは少し――そこまでの考えは持つておりません。御承知のように、大体は三分の二が直接税、三分の一が間接税であります。しかもこの間接税の割合というのは、直接税のことと所得税なんかの減税をやつておるにもかかわらず、ウェーは減つていきつた。それでは少し不均衡ではないか。そういう意味で、間接税をあらためてひとつ検討したい。実際の問題といたしましては、税制調査会が長い間、間接税といひますかの検討といひますのは、実はあまりやつていなかったのです。新しくそこへエネルギーを投じてやりたいと思ひますが、しかし、将来の税制が間接税を中心にするかというようなことはまず考えられない、こう考へております。

○東畑参考人 実はまだ税制調査会が審議を開始したしておりませんので、税制調査会としてのお話はできないのでありますが、私個人の考え方に於いてひとつ申し上げたいと思います。将来の税制という大きな問題になりますという、どうしても日本経済の動向と申しますか、それをつかまなきゃならぬ。佐藤さんがおっしゃったとおりであります。ですから、われわれも政府の今後の長期経済政策といひますか、計画についてなるべく早く案といひますか、見通しができることをいかに希望しておるわけでありまして、それから第二の点につきましても、将来の税制が間接税を中心とするというお話であります。これは少し――そこまでの考えは持つておりません。御承知のように、大体は三分の二が直接税、三分の一が間接税であります。しかもこの間接税の割合というのは、直接税のことと所得税なんかの減税をやつておるにもかかわらず、ウェーは減つていきつた。それでは少し不均衡ではないか。そういう意味で、間接税をあらためてひとつ検討したい。実際の問題といたしましては、税制調査会が長い間、間接税といひますかの検討といひますのは、実はあまりやつていなかったのです。新しくそこへエネルギーを投じてやりたいと思ひますが、しかし、将来の税制が間接税を中心にするかというようなことはまず考えられない、こう考へております。

○東畑参考人 実はまだ税制調査会が審議を開始したしておりませんので、税制調査会としてのお話はできないのでありますが、私個人の考え方に於いてひとつ申し上げたいと思います。将来の税制という大きな問題になりますという、どうしても日本経済の動向と申しますか、それをつかまなきゃならぬ。佐藤さんがおっしゃったとおりであります。ですから、われわれも政府の今後の長期経済政策といひますか、計画についてなるべく早く案といひますか、見通しができることをいかに希望しておるわけでありまして、それから第二の点につきましても、将来の税制が間接税を中心とするというお話であります。これは少し――そこまでの考えは持つておりません。御承知のように、大体は三分の二が直接税、三分の一が間接税であります。しかもこの間接税の割合というのは、直接税のことと所得税なんかの減税をやつておるにもかかわらず、ウェーは減つていきつた。それでは少し不均衡ではないか。そういう意味で、間接税をあらためてひとつ検討したい。実際の問題といたしましては、税制調査会が長い間、間接税といひますかの検討といひますのは、実はあまりやつていなかったのです。新しくそこへエネルギーを投じてやりたいと思ひますが、しかし、将来の税制が間接税を中心にするかというようなことはまず考えられない、こう考へております。

的に取り上げられているような感じがしますが、その点はどうか。

最後にもう一つは、オランダの失敗を見てもらいますように、これは価値に対して非常に直接、理論の上からいえる議論がありますけれども、結果的にはたいへんな影響があった。日本のように物価問題で悩まれているこの段階において、これが取り入れられてしかるべきものと考えざるべきかどうか、こういう点について先生のお考えを承りたいと思います。

○東畑参考人 付加価値税のお話が主だと思えますが、これは今度別に逆に見えまして、現在の物品税という問題がございまして、これが非常に不公平になっておりますので、それはどうしても改正しなければならぬ。ことに新しい商品がどんどん出てくるものから、その意味で、現在の個別物品税というものを改正する必要があるかと思っております。そこから出てきたのが付加価値税の議論だと思っておりますが、付加価値税と申しまして、いふいろいろな形がございまして、いまもお話になったようなフランス、オランダその他たくさんありますが、われわれとしてどういう形の付加価値税をとるかということはある意味で未定なことでありまして、しかし、一般的な意味の、一般消費税とでもいいますか、それが最初の段階じゃないかと思っております。個別物品税を修正して一般消費税にしていく、それからさらにその次の段階になっていって、いまお話しになりました中小企業なんか記帳もあまりしていないとか、だから技術的に非常にやっかいな問題があると思っております。またさらに、いまお話しになりましたけれども、物価問題とも関連がありますので、実施をするというときにどういう形で実施をするかということは非常に苦勞を要するところでありまして、また、皆さんから実事情につきましているというところ、このやり方ではこういう難点があるのだということ、これは十分ひとつ検討したい。私自身の気持ちとしては、今年度中に一般的ないわゆる付加価値

税なるものの案ができることは実は思っております。

○竹本委員 いま、ハイポリシーが必要ではないか、そういうものを考えないで、ただ便宜的に収入をはかるということだけでは困るという問題と、それから物価の問題についても少し説明願いたい。

○東畑参考人 同じことを私逆に皆さんに申し上げたい。と申しますのは、税制調査会は、いつも申し上げることでありますけれども、われわれは一種の社会技師なんですね。大きな、ハイポリシーといえますかビジョンというものはやはり国会がやるべきものじゃないか。ですから、私どもは、国会の議論というものは巨細に検討いたしておりますので、こういう考えがある、こういう考えがあるをやっておりますので、そこにハイポリシーが出てくるゆえんがあるのじゃないかと実は思っておりますが、正直に申し上げましてあまり出てこないのです。そこなんです、問題は、ですから、税につきましてはこまかいいろいろな問題がたくさんあるのですけれども、それはもうわれわれ技師が一生懸命やりますから、どうか大きいところをひとつどかっと出していただきたい。これが逆に申し上げたいことであります。

○齋藤委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 東畑先生にお伺いいたしますけれども、納税人口の推移というものをずっとこのところ見てみますと、非常にふえてきているわけです。特に四十七年度の給与所得者の中に占める納税人口の割合というものは、四十六年度の七・四％、これが一挙に今回は八・二％ということ、上昇しているわけでございますし、また納税人員も二百五十七万人の増、非常に急激な増加が見込まれるわけでございますけれども、私は、やはりこの問題は、何といたしても物価上昇のもとの一つの名目所得の増ということ、同時にことの減税が見送られた、それと同時に課税最低限の増というものが出てきているのではないかとい

うふうに考えるわけでございますけれども、税調等では、わが国の課税最低限については最近西欧諸国並みに到達したのだ、こういうことをおっしゃっていらっしゃるわけでございますけれども、私は、やはりこの問題については、最近の物価の激しい上昇の状況とか、あるいはは不況の現況、こういった点等も考え、また蓄積水準や国民所得の水準が低いという点等からもこれを考えてみますときに、どうしてもやはり課税最低限というものはもつと引き上げをこの際行なうべきではないだろうか、それが必要じゃないかというふうに思っていますけれども、先生の御意見を伺いたいと思っております。

○東畑参考人 小林さんのお話に一つも反駁するような頭を持っておりません。やはり課税最低限の問題は、サラリーマンの非常な激増といえますかを考へて、できたら、もつとやりたい、こう思っております。ただ、やり方につきましては、この国の所得税も大事なことでありまして、地方の住民税につきましても同じように考えていきたい。現在は御承知のように、面者の最低がいまは標準世帯で三十万円ぐらいの差ですか、これを一方においてもう少しギャップがでるようにならなさいかと思っております。だから、四十七年度につきましては、住民税のほうへ重点をかけてその課税最低限を上げていく、こういうことに努力いたしましたのであります。将来とも、別に西歐と一緒にしたというところはただ数字だけのことでございまして、日本全体の経済というか、そこにおける給与所得のウェイトなんかを考えてみますと、課税最低限を引き上げることができればやりたいと思っております。

○齋藤委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉君 東畑先生に一つ伺いたいのです。が、きのう実はフランスの大蔵省のルピオ財務調査官主税局長と一時間ばかりお会いする機会を得たのですが、その中で、付加価値税の問題が主として議論になったわけなんです、私の質問に対して、彼が非常に強調しましたのは、実

は先ほど竹本先生が言ったハイポリシーという問題と深い関係を持つという財政支出が国民大衆のために行なわれるかという問題、特に福祉、社会保障、こういうような問題の進みぐあいにこの税はやはり非常に関係があるということを強調されておられるわけです。フランスでは一九三六年人民戦線内閣成立後にこの税制ができた。こういうことはあの高揚した人民戦線、人民の力、フロン・ポピュールという問題のあとでできておること

ことは非常に意味があると思っております。ところが、日本の場合には、最近健保法の、私どもは改悪だと言っておられるわけですが、そういうところで、むしろ社会保障の見地から見れば、あまりにも保険財政のことばかり考へて、福祉というものは保障という面が、後退しておるのではないかと、そういうような政策が行なわれておる。こういう状況で、なかなか雄大な、国民全部が納得するような、これならば少しは受益者負担、高福祉高負担もつけようかというふうなそういうものがない状況下において、やはり税制面で先走ってということではなくて、そういうものがない限りわれわれはこの税制を受けるわけにいかぬのだというふうな、税調としてそういう態度でいつていただきたいというのが実は私どもの考えなんです。あまりあわてないで、これはやってもいいのだというところなので、そこで伺いたいのです。が、物価の問題もこれあり、そういう福祉社会のビジョンというものが打ち出されていらない。先ほど先生からの御注文がございまして、私どもも肝に銘じて、その問題は国会の場においても進めなければならぬと思っておりますが、そういうものが打出されない、構想されない段階で、税調の作業のほうは、あるいはまた大蔵省のほうは財源調達で一番安易な方法だということでこれを進め、推進する立場だと思っております。それをやはり有効にチェックをしていただくというようにことが税調としてたいへん必要ではないかと私ども実は思うわけですが、明年度何らかの形で付加価値税、全面的ないまEC諸国でやっているような形になら

ないにしても、初期のフランスの付加価値税の、段階的にだいたい来ておられるけれども、部分的なものでも、顔を出すような、そういうような方向にまでいく可能性があるのかどうか、こういう点について一点だけ伺いしておきたいと思うわけです。

○東畑参考人 これはまだわれわれのほうで一度もやらぬものですから、どうなるかということでありまして、しかし、できれば一般消費税という形のものに少しでも足がつくというのですか、ということをやられたらやりたいと思つてゐるのです。ことしの十二月までにならぬとわかりませんけれども、私はそういうふうにやりたい、こう思つております。それはもちろん付加価値税という非常な抽象的な広いことではありますが、その一段階になるかも知れません。

○齋藤委員長 藤井勝志君。

○藤井委員 最初に東畑先生に御質問をして、あと東畑先生、どうぞもう質問は終わりましたので御退席願うとして、あとお二人の先生方に質問させていただきます。

第一は、最近自民党の有力な国会議員である大平さんから、五千億くらいは年内減税、そして景気の立て直しという、こういったことが新聞を通じて発表されておりますが、私も実は基本的にこの考え方に、五千億がどの程度になるかは別として、ともかく日本の経済が、現在GNPまさに二千億ドルという、これはちょうどアメリカの昭和二十六年前後ですかの経済力になつてゐる。あの当時アメリカは独力で海外に対して戦後の復興と安定のために努力した。こういったことを考えると、私は積極的に日本の財政経済規模を拡大する、こういったことは、この際従来とかく国際収支が赤字だ赤字だということだけに明治から今日ずっと来たこの一つの発想を、これをまさに転換をして、思い切って減税をやる。減税財源は起債にたよつていいではないか、こういう考え方を持つのですが、これに対して東畑先生並びに内田先生、稲葉先生ですね、東畑先生のお答えが終わつ

たあと、ひとつ御教示願いたい。

それから第二は、これは東畑先生に、このきょうの議論とはちよつとそれまゝで恐縮でございますけれども、物品税というものが何らかの税制調査会において審議されておらないかというこの問題について、もう五年以来全然見直してやらぬといふこと、これは消費生活が生活の向上とともに非常に変わつてきてゐる。たとえば電気製品あたりはもう生活必需品になつてゐる。ところがどうも物品税のあり方というものは、やはりせいたく品であるというふうな考え方です。そういうことに対して、この生活環境の変化に対応して物品税というのはいつと洗い直すべきではないか。最近今度は非常にあとの始末が困るような品物をお互に消費生活に相当取り込んで非常に困つてゐるという、こういったことはやはりある程度その使用にブレーキかけるという意味と、そのあと始末の費用をその品物を購入する人が負担をする、こういったことから、また新たな物品税の検討が必要ではないか。これも世界情勢の大きな変化に対応して、五年もそのままになつてゐるということとはよろしくないじゃないか。また半面耐久消費財というのを国内で大きい需要の拡大をはかるという当面の景気浮揚対策からいっても必要じゃないか、こう思ひますので、まず物品税について、これは東畑先生ですね、ひとつお答えを願ひたい。ほかの問題は三先生からお答えをお願いしたい、こう思ひます。

○東畑参考人 最初の御質問であります、これは財政支出の大きな問題になつてゐると思ひます。お隣の内田さんのほうがいいお答えができてゐると思いますのでそちらにまかすということにいたしました。物品税につきましてはお話しのとおり点が非常に多いと思ひます。約五年間わりに固定してつております。新商品が非常にできてゐる。類似の役割を持つてゐるにもかかわらず、片一方はかかるが片一方はかかつてないということがありまして、非常な不公平が出てくる。これは確かなこと

とです。私は検討すべきであらうと思ひます。全面的に一べん検討し直すということでありまして。それからもう一つの点は、おっしゃる点非常に私は賛成なんです、単にせいたく品にかけるというの、昔の貧乏な時代の話なんです。わが国が非常な貧乏な時代の話か今日頭の中に残つてゐるという点がなかなかありますが、それをまず軽減しなければならぬ、こう思つております。やはりせいたく品というのは、いまの現代からいへば数も少のうございまして、あつても量は知れてゐるのです。これは、それよりも商品のほとんどすべてというものが大衆商品になつてやつてきております。せいたく品だからかけるという問題じゃないに、国の財政というものをどうしように考へるかとか、税制をどうしように考へるかという点から物品税も考へるというのが天下の大勢じゃないか、こう思つております。いまだにか六十九品目でしたかあるというのです。見てみますとある意味では非常にこつぱいことがあつたのです。キリのたんすは税がかからぬとかね。そういうこともありまして、大衆課税ということばは悪いのですが、大衆品というものがつまりわれわれの頭にある。それが新時代の問題じゃないかと思ひます。国を背負つてゐるのはもう大衆なんですからね。これは所得税でも何でも全部そうなんです、大金持ちは大金取つてゐるというが、全部取つても所得税の額は知れてゐるのです。そういうことがありまして、思想としてはどうして大衆商品といひますか、それについて考へたい。それに公平か不公平かという問題ももちろんあります。考え方はそういうところにあるのじゃないかと思ひます。

○内田参考人 財源の問題あるいは公債発行の問題でございますが、これは原則としては現在の財政法で定められております建設公債の範囲内でございます。これは全く形式論理的なものでございまして、実質的にはあまり意味がない。しかしながら実質的に考へていきます場合に、公債発行が持つておりますいろいろな効果、たとえば需給バランスにどういふ影響を及ぼすか、あるいは資源配分に対してどのような効果を持つか、あるいは個人の所得の再分配という効果を持ちますので、貧乏人から金持ちへの所得の移転が生じないかどうか、さらには非常に重要なことは、そういうことを国会におきましてちゃんと態度のある形でチェックできるかどうか、こういうことが保障されましたならば、私は公債発行に關して形式的なワケは設けるべきではないというふうに思ひます。

○稲葉参考人 簡単に答え申し上げますと、当面の景気対策とか、また最近の金融事情から申しますと、さらに減税をすると同時に公債を発行していく、こういうことによりまして日本の経済の浮揚効果はさらに高まつていく、こういうふうに思ひます。

ただ、私は直ちに五千億の減税ということに同意しかねる。こういうふうに思ひます。一つのゆえんは、最近、日本の経済の姿というものがいま大きく変わつてゐるのではないかと。GNPもおそらく、二千億ドルと先ほどだれもおっしゃいましたが、昭和四十七年度で三千億ドル見当になるのではないかと。一人当たりの国民所得も二千三、四百ドル、こういったような形になつてまいります。そういうことからいいますと、どうしても私たちはここで環境整備と云つていく必要があると思ひます。いま過去一年間、そういったような問題を専門家の方々と討議をさせていただいた次第で、また具体的な結論は出かねるわけでございますけれども、そういったようなことを今後どうしていかねばならぬとなつてきますと、民間の支出もそれに對して必要でございまして、国の支出というものも非常に大きな形になる。そして財政が日本の経済を引きさつていく割合、それはさらに高まつていく、そしてそれに對しまして、内田先生が先ほど申されましたように、節度のあるふやし方、減らし方というものをどのようにしていくのかということ

が必要だと思ひます。

そういう観点に立ちますと、私は財政主導型に漸次日本はなつていかざるを得ない。大きく経済を引っぱつていかねばならない。こういう観点からいいますと、むしろ思い切つてさらに福祉国家に前進をしていくということから申しますと、過去の中央とそれから地方におきます比率を思い切つて洗ひがえをしていただく、そしてさらに相当大きな支出というものをひとつやつていく、そしていろいろな情勢を見きわめながら、公債を弾力的に発行して調整をしていく、こういう措置が必要だと思ひます。

やはり長期的に税を安くしていくという形はどうも日本としてはなりにくいのではないだろうか、こういうふうな考えますので、短期的な対策と中期的、長期的な対策ということになりますと、私は減税のしつぱなしということになりますと、私するということに結局なつてしまふ、こういうふうな思ひますので、必ずしも同意をしかねる、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○齋藤委員長 東畑参考人には御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。どうぞお引き取りになつてくださった。どうもありがとうございます。

質疑を続けます。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 内田先生にまず、先生がお話なされた第三点の問題と第十点の部分についてお伺いしたいと思ひます。

第三点でございますけれども、税収というものの、あるいはその景気動向に伴つて税制と申しますか、税率というものを考える。これは非常に純経済学的に言うところ、確かにそれがそのままうまく利用できればそれにこしたことはないと思ひます。ただ、何と申しまして、景気というものは、いいなと思つてある程度押えますと、これが押え過ぎて、それで終わつてしまつたときに今度は実はもう過ぎてしまつていくという、非常に財政支出面からいっても、景気が悪いからといっててこ入れをし過ぎて過熱をさしてしまふ、そのタ

イミングが非常にむずかしい問題、その裏腹が私は税制との関連の問題だと思ひます。先生が第三番目に言われた問題でございますけれども、税収入というものが景気動向に従つて表示が予算の中であつていくようにされるべきであるというお話でございますけれども、これは具体的にどういふようなやり方をすればそういう税収入というものが予算あるいは景気動向に伴つて表示できるのか。先生は時間になつたものでありますから、非常にはしつぱした御説明になつていゝと思ひますが、その三番目に言われた内容についてもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○内田参考人 現在の予算形式というのは、御承知のように、明治の初めにできましたものをずっと踏襲しております。ところが、その後経済分析というものが非常に発達してございまして、特に政府の経済活動に及ぼす影響というのは当時と比べると飛躍的に拡大しております。これに應じて経済学の分野におきましては、どのような経路を通りまして政府の経済活動が民間経済活動に影響するか、逆に民間経済活動が政府の収入その他に対してまたはね返つていくかということにつきまして、かなり進んだ分析ができるようになっております。しかし、そういうような分析を生かすような形で現在予算形式というものが組まれておりません。このことは、たとえばよく一般会計の伸びが幾らだということが議論になりますけれども、しかしながら、そういうことと自身が重要なものではなかつて、そういった一般会計におきまして財政の支出あるいは財政の収入が経済の実態とどのように関係するかということが、問題でございます。

ですから、一つの例を申しますと、たとえば公共投資を行なつた場合に、それがほとんど土地の代金の収入に入つてしまふ。こういうようなことは、実は景気振興というふうなことから申しましても、効果がなないということでございますし、あるいは予算の表示が景気の動向との関係において不的確であるということのしるしであるわけ

です。実際には、もしそういうことがありますならば、土地代金を抜いた形で公共投資ということをはつきりと表示すべきであります。そういうことを含めまして、現在つくられておりますこの予算のいろいろな形式、これをもつと実態の経済と的確に結びつくような形に直していくということが急務でございます。この点につきましましては、たとえばアメリカはかなり進んだ段階に來ております。

○佐藤(観)委員 先生の前半の部分については私も理解できるのですが、後半の具体的な、じゃわれわれの審議する場合にどういふふうになるだろうかというところになりますと、どうもその具体的な部分のわからないのです。私の不勉強で申しわけないのですが、それでは先生、末尾に言われたアメリカの例というふうになると、どういふふうなやり方を具体的にしているのございまいしょうか。

○内田参考人 御承知のように、国民経済計算というのがございまして、これは経済の実態の動き、特に経済全体の動きを表示できる非常に便利な形になつております。その中に政府の勘定形式というのがございまして。しかしながら、そういう政府の勘定形式と、現在たとえば一般会計支出あるいは一般会計収入、それから重要なこととてございしますが、地方財政との関係、こういうものが的確な形で連結できるということにはなつておりません。したがって、そういうような経済分析に合つた勘定形式と、それから予算目的のためにつくられております勘定形式、こういうものの接合といふことをもつと積極的にはかる必要がございします。わが国におきましても、もちろん事後的にはこの間の両者の関係はつけられるようになっておりますが、重要なことは予算の審議の段階あるいは予算作成の段階におきましてそういうことがしつかりとやられるということだと思ひます。

○佐藤(観)委員 それから、先生が十番目に言われた問題でございますが、この税率変更の問題については、以前私も法人税の問題で考へておつたところがあるわけですが、特に景気動向との関連ということになりますと、やはり法人税という問題がいふん大きな問題になつてくると思ひます。ただ、私たちが、税制を論議しているときに、やはり納税者のほうの便宜ということも考えなければいけない。それはたとえば私なんか、サラリーマンにもつと必要経費というところで項目別にやるべきではないかと高木主税局長と話をしたことがありまして、しかし、それは大蔵省サイドから見ると、今度は納税者にたいへんな負担をかけるのじゃないかというふうな問題と同じように、税率の変更の場合ですね、たとえば納めるほうの会社、毎月毎月税率が変わつていくというところになると、一体どういふことになるだろうか。それから具体的に、たとえばいま三月に法人税を納めるというときに、七月、八月に税率が変わる、九月がまた変わる、十月が変わる、そんなに短くなるかどうかかわりませんけれども、ということになると、そこで税率を変えたということが、納税時期との問題からみ合せて、はたして景気変動と税制というものはほんとうに結びついたことに具体的になるのだろうかということのたいへん疑問に思ひつたんです。どうも私自身もまだいろいろ認識が違つていゝところがあるかと思ひますが、その辺は先生、いかがでございまいしょうか。

○内田参考人 率直に私の意見を申し上げます。税率がある特定期間変らないものであるという考え方は、現在の慣行に沿つた考え方でございます。必ずしもそういうような慣行をいつまでも守らなければならぬということではないと思ひます。実際の問題といたしまして、いろいろな形の収入これは企業の収入にいたしましたけれども、あるいはわれわれの個人の収入にいたしましたも、これは変動するのが普通でございます。したがって、そういう変動というものを特に景気変動との関係で調整しようと思ふならば、原則としては、税率はむしろ伸縮的に変化できるのが望ましいのであつて、固定しているほうがおかしいとい

うような考え方を私は持っているわけです。

で、その裏におきましては、たとえば景気対策におきまして、これまでは公共投資支出を使えということがあるわけですが、これはわが国の経済がこれまで行なってきたやり方と、非常に運管から振り返って考えてみますと、非常に非常に失敗しているわけですね。景気がよくなるに、公共投資を減らして、悪いときにはふやす。これは公共投資を景気調整に使うという意図からだったと思いますが、その結果は、結局、公共投資不足、しかも能率の悪い公共投資ということを実現しております。そうであるならば、公共投資はもつと着実に伸ばす。しかしながら、財政で景気を調整できる面におきましては、税率に対して弾力性を持たせる。これが私は現在一応原則的に同意されている方向ではなからうかというふうに思います。

○佐藤(観)委員 その原則については先生、私もわかるわけなんです。その際に、実際の予算をつくるときには一年周期で、一年十二か月でつくっているわけですね。ところが、実際には税収の伸びその他のことがございまして、事実上は、年二回予算を組んで、大体七月か八月になると補正予算を組むというのが通例でございまして、事実上は二回予算を組んでいる形になります。ですから、先生が言われるように、確かに景気変動とあわせて税率が変えられる、あるいはそれが景気を安定的なものにしていくためには非常に大切なことだと思ふのです。

ただ、それではひるがえって具体的に考えた場合に、関税ですね、貿易の関税なんかの場合には季節関税というのがある、四月からたとえば八月ぐらいまではどれだけの関税と、入ってくるものによって季節関税というのがあるわけですね。けれども、こういうふうな明らかに初めから何月から何月まではどれだけの関税、何月からどれだけの他のパーセンテージということが年間を通して初めからわかっているならいいけれども、景気変動のように、非常に分析がしにくいものについて税

率を変えようということになると、これは公定歩合の引き下げじゃありませんけれども、きょう以後は公定歩合はこれだけ下がるといふようにはつきりしているものならまだしも、その景気変動という非常につかみにくい部分によって税率が変更されるということ、先生の言われる基本線はわかるのですが、具体面になると、はたしてどういふことになるだろうかということに非常に心配するわけなんです。そのあたりは先生どの辺までお考えなのかということをお伺いしたいわけなんです。

○内田参考人 この景気調整ということが政府の面からうまくいくためには、先ほど御指摘になつたようなタイミングが必要なのだと思います。したがって、タイミングよく行なうということが一つの重要な要件になるわけでありまして、その場合に一番よろしい方法は、自動的にタイミングがとれる、たとえばある信号がございまして、その信号が赤あるいは青というふうに変わつたらそれに応じて税率を変更していくというふうな一つの方式ができていけば一番よろしいわけなんです。ただし、これについてはいろいろ問題はあるかと思ひます。

それからもう一つは、自動的にやらなくて意図的にやるといふことなんです。その前提には、先ほど私が申しましたように、十分な景気動向に対する調査機能、あるいはその機能を生かすような弾力的な体制ということがあつたらば、そうでない場合に比べましてはよりよい調整が行なわれるのではなからうか。ただし、御指摘の納税者の立場からいいますと非常に不確実な事態の発生というところは、これは問題の性質が、全体の経済の調整というところになりますと、ある程度やむを得ない面が出てくるというところは、率直に認めなければいけません。したがって、そういう面における不確実性を減少させるという意味でも、私が申しましたように、政府の段階で行なわれます政策が十分に国民の納得を得られるように、結局、知る権利を満たすような形でPRがいつも行なわれる必要があるだろう、このように思ひます。

○佐藤(観)委員 まだまだ先生にお伺いしたいのですが、時間も迫つてまいりましたので、稲葉先生にお伺いいたします。

実は私も土地税制について、あるいは土地問題について非常に興味を持っていますわけなんです。きょうも実は順着からいって、私も土地税制についてこのあと大蔵省とも審議することになつていくわけなんです。たいへん興味を持って先生のお話を聞かせていただいたのです。まず、先生も言われていましたように、土地問題というのは、私は税制だけではどうにもならぬと思うのです。先生も審議会の中で、この土地税制をつくられたお一人でございまして、その面では、先生が最終的に、結論的に言われたこと、私、わかないわけではないのです。今度の所得審付を見ましても、一番の方、あるいは百人中の九十五人までは、確かに土地を供給した収入になっているという面では、確かに土地を供給したという面では、今度の土地税制、臨時的な土地税制というものが効果ををそれなりに発揮したと思うのです。ただ、問題は、土地は供給されたけれども、それが、では普通の民間の住宅用になつたか、それか、ここが一番問題なのであつて、そこから見ると、残念ながら結論は、なっていないと思うのです。問題は、土地は供給された、しかし、その買ったのが大手の不動産業者あるいは金融業者、そういう民間の大手のところになつてしまつて、最終の住宅需要者まで行っていないということが問題だと思ふのです。その面で、これは私、冒頭に申し上げましたように、税制だけではどうにもならぬ。そういうふうな税制によってプッシュして出てきた土地というものを民間の最終需要者まで行かせるようにしなければいかぬと思ふのです。

で、いかにいふことには、この土地税制というものは生きてくれないと思ふのです。その点、まず税制だけでは生きてくれない、税制というものはあくまで補助的なものである。では主体は一体先生の頭の中であつたようになつていくとされていくのか、その点はいかがでしょうか。

○稲葉参考人 先生が時間がいまありませんので、やや簡単に申し上げましたが、私はやはり根本的な解決策というのを進めようというところはなかなかむずかしいと思ひます。しかし、段階的に土地供給を増加する、また価格をできる限り抑制をするということについては、もつとはつきりしたステップをこの際踏み進めよう必要があるだろうと思ひます。

その一つは、先生が先ほどおっしゃいましたように、確かにこの税制の効果が出まして、土地供給は増大したけれども、それが庶民の土地になつていない、こういったような点をどういふように正をしていくかということになりますと、それを税制でやるということとはなかなかむずかしいと私は思ひます。したがって、一応参考的な意見と申し上げましたのは、ある一定量大きく土地をお買いになつた法人については、その何%かはもつと庶民用の住宅にいくように勧奨するとか、場合によっては法的な措置をとつていただく、こういったようなことを進めることによって庶民的なものをふやしていくということは必要じゃないか。

それから第二の手段といたしまして、やはり補完的にその土地の保有課税といったようなものが実は臨時措置と並行してとらるべきだったんですが、それがいろいろな都合でなかなか進んでないんですが、むしろ国会の決議でそういうこともやりなさいというふうな、せめて大蔵委員会では議をまとめていただきたいということが第二点でございます。

それから第三点として申し上げたいのは、昭和四十五年の八月の地価対策閣僚協議会の決定でも、その土地の仮需要の抑制ということにつきま

投機が投機でないのか、また、ほんとうにデベロッパーが善意でそういうふうなことをおやりになつてゐるのか、それとも値上がりを待つために持つていくのか、そういうことについて実態をはつきりしろ、こういうことをおきめになつてゐるわけです。ところが、現在になりまして、もういったようなことがなかなか結果として出てきていない、こういうことではやはり困りますので、ひとつ今度は一年後までにせめて実態がどうなつてゐるかということ、建設省さんが中心になられてひとつお調べ願う、それを国会にも御報告願う、こういうふうなことをやはりおとりになるということとは、事態の前進の上に私は役に立つのではないかと思ひます。しかし、それで土地問題が根本的に解決するかと申しますと、そうではございません。むしろ私たちはどうしてもいまの住宅用の土地のほかに、今度は日本全体の土地の配

それからもう一つ大きな問題は、私はやはり農地の転用をどこいらまで全体の土地利用計画において認めるかという問題を、真剣にいろいろな角度から配慮をしていただかないと、実は根本的に問題は解決しない、このように思っております。しかし、これは経済的にもまた地域的にも非常に大きな問題でございます。先ほど東畑先生がおっしゃいましたが、私、過去一年間、今度は新しい経済社会発展計画のやりかえの研究の仕事を担当してやらせていただいているわけであります。が、産業立地の問題、住宅の問題あるいは公害対策の問題、交通対策の問題で一つ大きな問題に私たちが逢着いたしますのは、土地を一体どのように私たちが利用していくかというやり方でありまゝす。そういうことにつきまして政府部内の技術的な体制がとられる、こういうことが必要であります。

「委員長退席、木野委員長代理着席」
またもう一つ指摘したいのは、最近のようにお金が余つてまいりまして、そのような結果として株と土地のほうへお金が流れていく、それがやはり地価をつり上げていくということになっておりますので、むしろ金融政策上の配慮といったようなことをどのようにしていただくのかということをも一つ進めていただきたいと思います。

ていただきたい。そして、むしろいままでの住宅
ということよりも、金はあっても土地がないから
だん加速をしていく現実であるとするならば、こ
れも参考的な見解でありますけれども、むしろ土
地の入手の公宅をつくる。しかし、それと並行し
て金融公庫や住宅公団もひとつそういうことを統
合したような形になって、そして土地の入手をす
る、そしてそういったようなものが、将来日本全
体について公示制度が行なわれていくとするなら
ば、やはり個人が買うよりはそういうところが
買つて、それを開発していくとか、あるいは良心
的なデベロPPERに売るといふことになれば、事

○佐藤(鮎)委員　確かに先生言われるように、建設省においても土地の移動がどういうふうに行なわれているのかというのは、たいへん私も驚いたのですが、やっていないのです。調べていないのです。これは事実だと思うのですが、ことしからやるということですので、その点はそれでいいと思うのです。先生とのお話をしてもしょうがありません。貴重な時間でありますからしやうがありませんが、ただ、先生が言われた保有課税を強化するという問題、いわゆる問題になりました宅地並み課税の問題ですが、それにしてからも、たとえば宅地並み課税をして農民から農地を手放させたとしても、それは今度の関兵さんです

それから、私は、現在やっている土地税制、臨時土地税制について、いわゆる分離課税の問題ですけれども、これが今度の所得番付の問題からいろいろ考えてみますと、どこに売っても、土地を売った方は分離課税になっているわけです。これはやはりちよつと矛盾があるのではないか。これは最終需要者に売る場合あるいは土地を公共用地なんかに収用される場合、これは分離課税でいいと思うのです。ただ、大手の不動産とかあるいは金融業とか、そういうところの最終需要者じゃないとみなされる者に売った場合には、これは総合

課税にすべきじゃないか。逆に、法人の土地の売買にしましても、これは先ほどの資料の問題とも非常にからんでくるのですけれども、法人の場合には分離課税にして、そして分離課税にしますとそれだけ税務署でわかりますから、統計をつくるのがつくりやすいという利点があるのと同時に、こういう明らかに投機的と思われるものについては法人税率をかけるというようなことを考えるべ

きではないか。現在の分離課税でもいろいろな矛盾が多いのではないかと気がしているわけですが、その点はいかがでございましょうか。

○稲葉参考人 確かにそのような点が存在をしていると私は思います。ただ、いまおっしゃったような方向へ歩むことによって土地の供給が円滑になるかどうか、またそのほかの措置とのバランスがとれるかどうかということが一つ問題でござい
ます。

したがって、私個人が申し上げたいことは、たとえば法人のそういったような用途に對しまする譲渡法人税額につきましてはある一定の付加税をかけるようにするとか、そういったようなことも

○佐藤(三)委員 先生が言われた公示制度の問題、これなんかにしても、いろいろ考えていくと、いわゆる公示価格を上回ったものに対して、その額に対しては一〇〇%たとえば税金をかけるといったやり方も一つは考え方としてあると思うのです。そんなような問題もまだいろいろお伺いしたいのですが、残念ながら時間でございますので、たいへんありがとうございます。

○木野委員長代理 貝沼次郎君。

○貝沼委員 初めに内田先生にお尋ねをいたします。

先ほどのお話の中で、景気動向を見るのに政府のみでなく民間でも見る体制が必要である、その結果は公表されるべきであるというような話があったと思いますが、こういうような体制というのは私も必要だと思えますけれども、先生は具体的にはたとえばどのような形のものを考えてこういう意見をお持ちなんでしょうか。

○内田参考人　政府にしましては、毎年年末及び年央におきまして発表されておりますが、それとほとんど同時期に、現在のところ各民間の金融機関あるいは調査機関が景気動向というのを発表しております。形の上ではこのように民間と政府

と同時に発表して、そして国民にいろいろな情報

を提供することになっておりますけれども、しかしながら、その景気動向の分析のやり方というものをよく検討してみますと、端的に申しまして、たいへんやつつけ仕事的なものが多い。つまり、そういうものを参考にいたしましたように経済政策というものを考えていくようなしつかりした資料であるかどうかということにつきましては、たいへん私は問題があると思うわけでございます。現在、天気予報のためには非常に多くのお金、人員その他がかけられていると思いますが、経済予報につきましても、それに劣らない大きな人間あるいは資源というものが使われるべきではなからうか、そうしてこういうものについて、ある場合には公的な資金で民間機関がそういうものを客観的にやってみる。そうしてお互いに景気動向に対する見通しを、単に発表するというだけでなく、その間でまたディスカッションが行なわれる、そうしてお互いに見通しの違ふところ、それが違ってくる理由、そういうものについて詰めた議論が必要である、こういうふうな考えております。

○貝沼委員 それからもう一点は、議会に専門委員会のようなものが必要ではないかという御意見があったようにありますけれども、これは具体的にどのような発想のもとにあるのでしょうか。○内田参考人 この税制の問題といふものは、ある意味では非常に技術的な問題でございます。したがって、それだけに深入りしてまいりますと、いわば木を見て森を見ないというふうなことになるてまいります。そのためには、私の意見供述の中で申しましたけれども、ほかの経済政策あるいはその他のものとの関係を十分に考慮して税制のあり方について評価すべきではなからうか。そういう場合には、どうしても専門的な立場からの一般の評価というものが必要になると思うのであります。その点から、私が提案いたしました議院内における専門家の会議といふものは、単に税制だけではなくて、税制を含めましていろいろな総合的な経済政策の検討を行なうとい

うような性質のものを考えているわけでありまして、

○貝沼委員 それから、円切り上げ後の日本の経済というものは大きく性質の上で変わってきていると思ひますけれども、今後はやはり国民福祉の向上に直結するような政策を推進するためのいろいろの税制というものがなされなければならぬと私は思ひます。こういうようなところから、あるいは先ほど内田先生のお話にもありましたが、増税、減税を含めての御意見があったわけでありましても、政策的に今後増税あるいは減税を特に迫られているようなものとしては、大体どのようなものが考えられるとお考えでしょうか。

○内田参考人 本日は景気変動と税制との関係において意見を求められましたので、それに限りまして、私、意見を申し上げたわけでありまして、いまのお話で、国民福祉との関係あるいは為替相場変更との関係ということになりましたと、私の意見は、これはむしろ景気対策という意味ではなくて、国民生活の充実あるいは経済構造の変化というふうな形で税制をもっと利用すべきであったというふうな思ひをしております。いまでももっと利用すべきだというふうな考えをしております。しばしば、円切り上げによりまして国内が不況になる、したがってその対策として減税を行なうというふうな考えられておりますが、しかしながら、ほんとうの趣旨は、円切り上げによりまして日本の経済の持つております力というものが国際的には非常に高い、あるいは逆に申しますと、その高い力というものが国民生活の犠牲の上にある程度案かれていますというところを是正するための減税が必要でございまして、これは景気がいいか悪いかというところ、極端に申しますと、関係ございせん。

したがって、八月十五日、ニクソン声明が出ました段階におきまして直ちに所得税減税というものが大幅に行なわれるということが実は私は必要であつたと思ひますし、しかも現在の状況を見てもまいりますと、単に景気が悪いということだけ

でなくて、やはりニクソン声明以前に存在いたしました日本経済の体質というものがまたそんなに大きく変わっておりません。したがって、この際におきまして所得税減税ということはきょうからでも必要であるというふうな考えをしております。

○貝沼委員 政府は高福祉高負担ということをしていては、やはり財源の調達というものが大きな問題になってくると思うのでありますけれども、今後財源の調達というところを考えた場合に、どういうところに力を入れるべきとお考えでしょうか。

○内田参考人 まず、この財源の調達というのは、何か必要な場合支出を行なうためにお金を持つてこなければいけない、こういうことではなくて、財源を調達するしかたが経済の状況にどういう影響を及ぼすのかということが一番中心だというふうな考えです。先ほど申しましたように、需給バランスの問題、あるいは資源配分の問題、さらには所得の分配の公正化の問題、そういうものとの関係において財源調達を考えるべきでございまして、支出に見合つて財源をどうするかというふうな考え方は、私はとらないわけでありま

す。しかしながら、現状におきましては、特にわが国におきまして、公共投資が不足しているというふうな状況がございまして、このための費用をどういう形で捻出してくるか。これにつきましても、もっと公債を活用すべきである。単に景気が悪いからそうするというのではなくて、一般的にそのような原則を採用してよろしいかと思うわけであり

ます。と申しますのは、たとえば公共投資というのは、ことしだけでなくなつてしまふものでなくて、ずっと来年、再来年、長い間その効果を発揮いたします。その効果はあとの世代も十分に享受をするわけでありまして、それに対しての負担というものは、後世の世代も十分ににならうべき義務

を持つていかと思ひます。そういう観点から申しまして、特にこの公共投資を充実していくことからは申しますと、公債発行ということとはもつと積極的に利用されてよろしいというふうな考えです。

○貝沼委員 それから、ずっと言われておることでありましても、国民の税負担に対する不満というものが、不公平であるという不満が非常に多いわけでありまして、この不満の中身を見ますと、税制上の不公平なもの、それからさらに課税所得の把握率が異なるために不公平であるということ等があると思ひますけれども、こういう問題に対して、今後どういうふうな解決すべきとお考えでしょうか。

○内田参考人 御指摘のように、税制の持つております大きな目的の一つに、所得分配の是正というところがあるわけでありまして、それによりまして公平を實現化する。しかし他方、税金につきましても、いわゆる能力説といふものがございまして、能力に応じて支払うということがございまして、能力に応じて支払うということになりますと、真の意味における付加価値税といふのがその最も端的なあらわれだといふふうに考えてよろしいかと思ひます。

この場合、問題なのは、税がかかる以前におきます所得分布の不等、こういうものが現在の社会において存在するという点でございまして、これを、あとをしろぬぐいの形で税制で始末するといふことはもちろん必要ではございすけれども、もう一歩進みまして、税をかける以前において発生いたします所得の不等分配、これを是正するよう何らかの社会機構の変化といふものが、私はまず第一に必要ではなからうかというふうな思ひをいたします。こういう点で、現在賃金が平等化する傾向がある、あるいは賃金格差がなくなる傾向があるということがいわれますけれども、この方向は逆転しないようにもつと進められるべきではなからうかと思ひます。そういうような前提に立ちましたならば、一般消費税あるいは付加価値税

の導入というのは、むしろ私は非常に望ましいものではなからうかというふうに思います。

しかし、現状ではなかなかそのようにならないというところであるならば、やはり先ほどから問題になっておりまして、土地課税あるいは大きな収入に対する課税というものは、私はこの際もつと累進性を高めるべきである。そしてその分に見合つて低所得層の減税をはかるべきである。税体系の累進性を現在よりもつと強めてもよろしいのではなからうかと思ひます。

ただし、御指摘にありましたように、税がかかつてまいります範囲が非常に広範なものでございまして、一部の調整しかできません。したがって、きよう申し上げましたように、たとえば所得税で調整するというような場合でも、単にプラスの所得税だけでなくマイナスの所得税、つまり標準課税に達しない人々に対してはお金を逆に政府が支払う、こういうようなことがあつてもよろしいわけでありまして、そういう意味でのいろいろな検討の余地、及びそういう新しい制度の導入の余地は幾つか残されているというふうに考えます。

○貝沼委員 土地税制のことで稲葉先生にお伺いいたしますが、現在の土地税制が昭和五十年までの臨時措置法になつておるわけですが、この五十年を過ぎた後、五十一年以降についてどうあるべきかということがもう検討されなければならぬと思ふわけでありまして、先生の率直な考え方、御意見というものはどういうふうにお持ちでしょうか。

○稲葉参考人 ちよつとお答えのしにくい問題で、と申しますのは、私たちは租税特別措置を土地について行なえば、大体五十年くらいになりますと情勢が変わつてくる、したがつてその後におきましてはもとに戻してもいいじゃないか、こういったような考え方から出発したわけでありまして、ところが、いまの状態から申しますと、必ずしもそういうところから帰着するといふふうには思ふやうもございせん。したがつて、

五十年以降のあり方につきましては、むしろいまからどのような形でやつていくのがよいかということについて、もつと土地問題そのものを含めてどうしていくかという方針を確立すべきであつて、税だけを五十年以降どうするかということはどうも本末転倒じゃないか、こういうふうには思ひます。

○貝沼委員 税制だけをどうするという考え方はなく、土地政策というものがいま予定どおりいっていないわけですが、土地政策というものがあるようにいかなかつたという現時点において、先ほどからいろいろの先生から、たとえば公団の話やいろいろ出しておりますけれども、いまだきようすべきであるといふふうな御考えがありましたら、聞かしていただきたいと思ひます。

○稲葉参考人 それにつきましては、先ほど私まづ申し上げましたように、保有課税の問題とかあるいは投機の実態をもつとはつきりするということとを明確にするとか、そういったようなことをやはり進めていただくと同時に、各省特に建設省では、いま申し上げましたことと並行して、農地というものを食糧政策との観点において、あるいは農民のこれからのあり方と関連をして、都市近郊及びそれぞれ地域の域において利用せしめるということに対して、どのように窓を開いていくのかという方針が一つ確定せられねばならない、このように思ひます。

そして、やや根本的な措置といたしましては、やはり公共的な組織が土地を持つていく、こういうことが必要だと思ひますので、そういったようなことについて、もつと前向きな方向をとるようになつていただきたい、こういうふうにお申し上げたいと思ひます。

○木野委員 長代理 竹本一君。

○竹本委員 内田参考人に三つほどお伺いしたいのですが、時間がありませんので全部一緒に言つてしまふから、あとで適当にお答えいただきたいと思ひます。

第一は、日本の財政には長期財政計画というものが

の昔はありましたけれども、御承知のようにいまありません。これから福祉社会の建設ということになりますと、公債の発行もあとで申し上げますが、いろいろそういう問題も出てまいりますので、何としてもこの辺で経済の総合計画について、いろいろ御意見もあつますが、財政そのものに長期的な計画性がなければならぬだろう、こういうふうな考へておられます、特に私ども、民社党でございますが、一定の福祉社会建設を五カ年計画としてこの間一つのビジョンを描いてみましたが、そしてそれを財政でささえていくためには大体二五%ぐらいの財政の膨張といふますか、拡大が必要であるといふふうな考へておるのでござい

ます。そこで、先生にお伺いしたい第一点は、長期財政計画が必要ではないか。その場合に、福祉社会建設について先生は、経済の成長率、物価等も勘案をいたしまして、どのぐらいの財政の成長率を考へておられるかということをお伺いしたいということが第一点。

それから第二点は、公債の発行でございまして、いろいろ税制改革をやりましても、なお福祉社会の建設には公債の発行ということが必要になつてくるであらう。私も五カ年間で大体十五兆円というふうな考へ方に立つておりますが、そういう意味で、先生は公債に対してどういう態度をとつておられるか、また、発行するとすれば、どのぐらいの規模を少なくとも五カ年間に考へておられるだろうか。それに関連いたしまして、いわゆる建設公債市中消化という原則がありますが、これとの関連の赤字公債問題、それから日本の政府の二つの特色は、償還計画というものがほとんどないのですね。政府提案される予算等の書類を見ましても、何年何年に償還すると、こゝろ一行書いてあるだけなんです。これは少なくともだれが考へても償還計画ではないと思ふので、そういう意味で、先ほどの長期財政計画との関連もありまして、これから公債発行が多くなればなるほど、償還計画というものはもう少ししな

めな、計画性のある資金繰りの計画でなければならぬと思ひます。償還計画というものは、いまは償還という文字があるだけで、計画は全然ない。こゝろしたあり方について先生、どういふふうにお考へになるか。

最後に第三番目は、予算の問題が中心ですけれども、前向きに経済の総合計画、先ほどは経済の専門委員会のお話も伺ひましたが、そういう前向きの計画をやる場合に、一つは、科学的管理、いわゆるPPBSといったような問題について、もう少し真剣に取り入れなければならぬのではないかと、それからもう一つは、予算をあとからやるのに、いま御承知のように、会計法上の当、不当ばかり問題にしておる。しかし実際は、われわれが国の施策ということから考えますと、それがはたして能率的にその金が使われたものであるか、特に公益目的を持っておる予算の金あるいは財政の金が、ほんとうの意味でそういう公益目的を追求し確保すること、ことに役立っているかという、会計法とは違つた、次元の高い再検討が必要であらうと思ひますけれども、それに対するメカニズムなり制度のあり方なりについてのお考へを伺ひたいのです。この間も、いま問題になつておりますが、開発銀行が三兆円ほど金を出した。それは一体、公益目的をはたして達したのかどうかという質問をいたしましたところが、開銀総裁の御答弁では、いろいろ金というものは、イヤマークはないのですから、あれこれ一緒にやつてやるのだから、それはどうかわかりませんが、こういう無責任きまる答弁をされたのだけれども、そういうことも含めて、もう少し財政にしても財政にしていかに、この三点について、時間もありませんからきわめて簡単でけっこうですが、お考へを承りたいと思ひます。

○内田参考人 まず、長期財政計画でございまして、これは御指摘のように、経済総合計画の一環といたしまして必要なことは全く同感でござい

くて、長期ということを考えますと、國際的に非常に大きな問題が生じてまいります。したがって、國際的な經濟の動きの中における長期財政計画、こういうものがこれから本格的に必要になってくると思われまして、たとえば援助の額あるいは産業転換に関連いたしまして生じますいろいろな問題の処理、そういうものを十分に考えた上で計画を立てていただくことが必要であらうと思ひます。

それで、そういうことを考えました上での財政の膨張の規模であります。これは先ほど申しましたように、この財政の支出といひましても、単にお金を出すということじゃなくて、それが実需につながっていくということが必要でございます。しかし、そういうものにつきましても、将来、五年ぐらいの期間を考えた場合には、おそらくコンセンサスとして最低二〇%の拡大、これはどうしても確保しなければならぬのではなからうか、こういうような見通しが立てられると思ひます。そうしてそのもとにおきます經濟の実質成長率はおそらく九%ないしは一〇%ということに落ちつくのではなからうかと思ひます。

第二の公債発行の問題に關しまして、この公債の償還計画、こういうものが十分でないというお話でございますが、これは當然のことでございます。わが国の場合にまだ本格的な公債時代というものを迎えておりません。御承知のように、アメリカあるいはイギリスにおきましても、國民所得よりも大きな額の公債発行がなされているというやうな現実もしばしば起こるわけでございます。したがって、わが国におきましては、公債の償還計画を含めまして、いわゆる公債管理政策というものが非常におくれております。この点は、しかしながら、大蔵省におきまして、このような公債時代に入ってくる——いま申しました毎年二〇%以上の財政が膨張することになりますと、おそらく竹本さんが御指摘になりました以上の公債が場合によっては発行されることになるであらう。そうしますと、この管理政策というものの重

要性が高まってくることは御指摘のとおりでございます。

それから三番目に、支出されました金の効率的な使用の問題でございます。PPBSの手法といひますのは、これは一ころ非常に盛がれたけれども、やはり実際に使つてみますといろいろな制限がある。そうしてその制限には、技術的なものあるいは実質的なもの、特にそういう評価をする場合にどれだけのデータが公開できるかというやうな点がございまして、したがって、必ずしも財政の金の使用の効率につきましても、いわゆるアフターケアというものがほとんどなされてない状況でございます。予算の段階におきましては、非常に多くの議論がなされますが、実施された後におきましては、ほとんど御指摘のやうな會計法という形式的なものでしかチェックされてない。しかしながら、ほんとうに財政が効率化をするというためには、このアフターケアこそ重要でございます。これがわが国の場合に、銀行の場合でも、貸し付けした後にアフターケアが私は非常にまだ不十分ではなからうかというふうな考へております。審査は非常に厳重にいたしますが、一度貸してしまえばその効率というものがついてあまりチェックしない。ましてというところがございますが、政府のレベルではそういうことが行なわれない。これはしかしながら、広い意味で責任制というものを社会がどのような形で受け入れるかということでございます。財政だけにこのやうな問題を期待するということはずかしいかもしれませんけれども、しかし、少なくとも一つ言えることは、議会におきまして、その財政で支出されました金の行くえの追及といふものをもっと真剣に取り上げていただきまして、そうしてそれを民間の協力あるいは場合によっては官庁の協力を得まして、十分に討議されていくならば、単に技術的なPPBS、そういうやうな手法によってその効率をはかるということよりも、もっと実質的なチェックが私はできるのではなからうかというふうな考へます。

○竹本委員 ありがとうございます。終わります。

○木野委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ御出席いただき、貴重な御意見を述べいただきました。誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

本会議散会後直ちに再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時四十四分開議

○斎藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

とし、質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 大蔵大臣は、前回私が当委員会が開発銀行に関する質問をいたしましたことは事務局から御報告を受けておいでになったと思ひますけれども、この際ちょっと私は開発銀行の退職者あるいは出向者等の關係について少し申し上げておきたいと思ひます。

今度の開発銀行法の改正の中で、実は出資ができるということに法律が改められることになりました。この問題について私は、先般政務次官に、出資ができるという場合にはおむね人を派遣するということになるのではないかと、そのやうなことが出資をするということと道が開かれることは適切でない、この際出資をした当該企業に対して開発銀行としては天下るやうなかつこうで人を出さないようにすべきだと思ひますがどうかというふうにお尋ねをいたしましたところ、原則としてそのやうに取り扱いたいという実は政務次官の御答弁があつたわけでございます。私も実はその時点におきましては、開発銀行から融資先などのやうな形で転出しておられるかつまびらかにしておりませんでしたので、そのやうな答弁で了解を

しておつたわけでありますが、その後私の調査をいたしました結果、その次の委員会で開発銀行の總裁から御答弁をいただきました限りでは、実は特に職員の場合であります。職員のうち企業への就職をしておられる方が六十二名だと思ひますが、そのうちには実は四十五名も融資先に就職しておられるという事実が明らかになりました。これは私は一般的な取引の關係でいうならば、いわゆる不正な取引に当たるやうに思ひてならないのであります。もちろん開発銀行としては財政資金を運用してあることでもありますが、御答弁の中には、新しい企業でもあるから中立的な人間を確保してほしいんだ、こういうお話がありましたけれども、本来私は金融機関が金を貸したならば人を出さなければ監督ができないというのであります。ですから、本来は金融機関は金を貸して、あとはその企業のいろいろな報告を受け、必要によつては調査を行なつて、自分たちが融資をしておる原資が安全確実に運営されておるということを確認するのが正常な金融に対する態度であつて、金を貸したら必ずそこへ人を入れなければ、その貸した金の保全について不安があるなどというやうなことは、これは私は金融機関としての態度としてもいかがであらうか、こういう感じがいたしておるわけであります。

そこで、これらの問題について少し論議をしてまいつたのでありますが、ちよつと政府に伺いたいのではあります。政府關係金融機関の中ではやや開発銀行と似た立場にありますのは輸出入銀行であります。この輸出入銀行は一体その退職者はどのような形になつておるのかお答えをいただきたいと思ひます。

○近藤政府委員 輸出入銀行の退職者につきましては、次長クラス以上の職員で延べ五十四名となつておりますが、そのうち融資先の民間企業に就職した者は九名でございます。役員につきましては退職者二十二名、死亡された方がほかに四名でございますが、延べ二十二名のうち融資先の民間

企業への就職者は六名ということに相なっております。

○堀委員 いま、輸出入銀行のほうを伺いますと、五十四名中九名ということでございますから、約六分の一程度でありますから、これは私も常識的な措置であるかと思うのでありますが、少なくとも試算をいたしてみますと、開発銀行の場合には、就職をした人たちの約七四％が融資先へ行っております。これはいかように考えましても適当な措置ではないかというふうに私は考えるわけでございます。そこで、ちょっと重ねて開発銀行にお伺いをしておきたいのでありますけれども、これらの融資先に転出をする時期であります。いま四十五名ぐらいいられるわけですが、この人たちが、融資をしたときに開発銀行に出向という形にして転出した人、それからその後、かなり融資残がまだ半分以上あるというふうなときに行った人、あるいは融資がほとんど返還をされていくけれども、依然として融資が残っておるけれども量としてはもうたいしたことはない、こういうふうな大略三つに分けますと、どういふ分布になつておるのか、ちょっと開発銀行のほうでお答えをいただきたいと思ひます。

○石原説明員 転出したときに残高のございます会社は、役員四名、職員二十二名、合計二十六名でございます。それから、転出をいたしました年度に、したがつていまの例には入っておりませんが、転出した年度に融資をいたしましたものが三十七名、それ以外は融資と関係がないと見ていいわけでありまして。

○堀委員 いまお答えがありましたように、融資をした年度に就職をした者が三十七名ということでありまして、言うならば、融資とその人が就職するのとはほぼ同一に行なわれておる。これなどはやはりいろいろ事情はありましようけれども、私も、これは、これを一般的に理解すれば、開発銀行が、要するに政府の政策目的に基づいて財政資金を貸し付ける、貸しつけるについてひとつ人間をそこへほうり込む。貸し付けるときと人間

が行くのが同じであれば、これは企業側としては、それは事由はいろいろあるかと思ひますが、私も客観的に感じる限り、これはやはり開発銀行の融資というもので、企業側がある程度やむを得ずそれらの転出者を受け入れているのではないかと感じを持つても、これは私はやむを得ざる事情ではないのか。それが二、三の例にとどまらず、いまお話しのように、途中で行った者は二十二名でございますが、当初に行つたものが三十七名ということ、いかようにも私はこのような転出のあり方は、公正な転出だとは考えられないのであります。大蔵大臣のまず御見解をお伺いしたいと思います。

○水田國務大臣 開発銀行の役員が民間企業へ転出する問題について、以前から御指摘があつたことは十分報告を受けております。この問題は、かりに純民間資本の金融機関であつても、いろいろ問題があることではございます。まして政府関係の金融機関の性格上、これは融資の公正というふうなことから、これが疑われるようないろいろのことがあつたというところは、当然ある程度自粛すべき問題でございます。私は御指摘の点、非常にごもっともな点が多いというふうに考えております。

○堀委員 ちょっとしまいのほうの音が小さ過ぎて、ちょっと聞き取れなかつたのですが、もう一べんしまいのところを……

○水田國務大臣 この問題は、御指摘の点はごもっともであるというふうに考えます。

○堀委員 大臣も、私がいま問題を提起いたしましたことは、もつともだという御意見でありますから、これ以上その問題について触れませんが、この際、ひとつ私はこれらの問題について提案をいたしたいと考えるわけであります。

そのことは、まず原則として、私が前段で申し上げましたように、開発銀行の融資をいたします場合に、特別に必要がない限りは、出向したり転出をさせないで、少なくとも正常な金融業務として開発銀行がこれらの融資に対して、その融

資の安全なり保全といひますか、そういうものを考える場合には、十分ひとつ事情の報告を受け、調査をすることを、まず第一段階の処理をやるべきである。

さらに、しかし問題の性格上、やむを得ざるものであれば、原則として、しかしこれは出向者をもつてひとつ処理をするということにしてみたいと思ふのであります。何も私は開発銀行といふのは、人間を出すために政府機関までつくつておるのではないと思ふのであります。これは財政資金を適正に開発銀行法に基づき、あるいは政府の政策決定に基づいて運用するために開発銀行はあつて、そこで監督をしなければならぬというほどのことを開発銀行法はどこにも定めていないわけでありまして、その点はやむを得ざる場合は出向をもつて処理するということを最小限ひとつ原則とするということにしたいと思ふのであります。

第三点に、しかしいろいろな事情のために、企業側のたつての要請があつて、どうしてもいろいろな諸般の情勢から見て、いま私が申し上げましたような不正な状態でないというふうな客観的にも確認をされる場合には、転出をするということもあり得るかと思ふのであります。この転出の数については、これまでのように七四％も転出をするなどという非常識なことを取りやめて、少なくとも三〇％程度を限度として取り扱うという程度の歯どめをかける必要があるというのを私は考えたい。その程度のことを行なわれるのでなければ、これは非常に重要な問題になるかと考えるのであります。この問題についての大蔵大臣の見解をひとつ承りたいと思ひます。

○水田國務大臣 御指摘を受け、また御提案を受けたこの趣旨に沿つていくことは、私はいいと思ひますので、そういうふうなふうに思ひます。

○堀委員 いま大臣はそういうお話でございますが、開発銀行の総裁はいかがでございますか。

○石原説明員 ただいま大臣の御発言のございましたように、その趣旨にのっとりまして善処したいと思ひます。

○堀委員 いま私が申し上げました考え方に大臣も了承していただきましたので、ひとつどうか今後、開発銀行のこれらの問題については、このようなことで世間の批判を受けることのないようひとつ十分注意をして、今後の出向、転出その他の問題は取り扱つていただきたいということを強く要望いたしておきます。

最後に、これは大臣にも、この前おいでになりましたからやはり一言だけ申し上げておかないといふかと思ふのでありますが、これまで開発銀行の借り入れ限度額につきましては、資本その他の六倍ということになっておりましたが、今回は二十倍ということに法律が改正されました。これは、一倍から二倍、三倍、四倍、五倍、六倍、こういう形でできたと思ふのであります。いま六倍ですが、それを一べんに二十倍にするというのは、私は、たとえそれが長期銀行法等の採用をしたとはいへないながらも、これまでの沿革から見、たいへん不当な処理であるというふうな感じがいたします。そのことは、言うなれば国会で法案としての審議を避けるための方法としてとられたということは明らかでありまして、そういうことが行なわれるのは私たちがとしてはやはり望ましくない。言うなれば国会軽視といひますか、こういうことが私ども非常に今度の法案の中で了解のできない点であります。少なくとも六倍からすくまた七倍、八倍というのが問題があるというならば、私は六倍の次に十倍程度にするといつて法案が出されるなら、常識的な措置としてやむを得ないと考えるのであります。二十倍にするということ、今後この倍率に關しては当委員会が開発銀行法の改正を行なうことはおそくないであろう、こう私は考えるわけであります。大蔵大臣はこれについてどうしてそんなに非常識な取扱ひで二十倍にすることにされたのか、この点についてひとつ率直な答弁をいただきたいと思ひます。

○水田国務大臣 前回の附帯決議の趣旨説明のときに、自己資本の五倍を六倍にするという改正案であるが、きわめて安易な御都合主義、便宜主義のそりを免れない、こういう観点から根本的にこれを検討し直せということがこの前の趣旨説明のときになされたと思っておりますが、それによつていろいろ検討の結果、債券発行銀行は全部いま二十倍ということになっておりますので、これに合せてこれもそのような改正をしたといういきさつだそうでございます。

○堀委員 附帯決議には、いまあなたが読まれたようなことは書いてないのです。それは少なくともそういう余分のことがはいふ入つておるわけですが、そこで、私も附帯決議で求めたことは、要するにそういう倍率の問題というものを安易にやつてはならぬということをそこで申したものであつて、決してそういう五倍から六倍にということをやつてはならない、こう言つておるわけじゃないのです。逆の話なんです、附帯決議の趣旨というのは、私もはそういう意味で附帯決議をつけたという考え方に立つておるわけであり

それは理解のしかたが違ふということになれば、水かけ論になりますからおきますが、それはおきますとしても、長期信用銀行の債券限度の問題と開発銀行のこのワクの問題は性格が少し違ふのではないでしようか。財政資金をこちらから持つていってそれによつて処理をするということと、要するに市中から債券を発行して、その債券を発行したことによつて融資活動を起こすということとは、ちよつと話が違ふのじゃないでしようか。開発銀行が開発銀行債というのを市中に発行して資金を得ているというならば、これはまた長期信用銀行の例を見習うということもあり得るでしようが、原資の出方は、これは全然違ふのではないか。これは財政投融資として資金運用部資金が来ているのでありますから、ですから、その意味で資本に対する歯どめのかかつておる意味と、いまの長期信用銀行の債券発行限度とは、私はや

や性格が異なるものだ、こう思うのであります。大臣の御見解はいかがでしようか。

○水田国務大臣 この問題を検討しました銀行局からその点はお答えします。

○近藤政府委員 確かにただいま御指摘のように、債券発行銀行の限度と、それからこの開発銀行の限度とは趣旨が違ふことは御指摘のとおりでございます。ただ根本的に検討をいたします場合に、何を基準にするかということでございます。いま、借り入れ金ということと債券発行ということでは、いずれも資金調達の手段という意味におきましては借り入れ金等の限度額を六倍から二十倍、貸し付け、債務保証の限度額を御承知のように七倍から二十一倍ということでございますが、そういう趣旨で借り入れ金及び債券発行、いずれも資金調達の手段といたしましては、一応これらの二十倍という横並びの水準を基準にして検討をいたしたということでございます。

○堀委員 債券発行の際における資本の二十倍ということとは、それ以上の債券を発行させることについで、基準になる担保といひますか、その関係からそれ以上の債券を発行させることは要するに長期信用銀行の運営上危険があるという考え方のもとに私は長期信用銀行法はあると思うのです。一体、開発銀行が資本と財政資金の借り入れとの関係で財政資金をたくさん借り入れたら、そうしたら、一体開発銀行というものは危険になりますか。資本とこの関係は私はいまの長期信用銀行の關係とは違ふと思うのです。片や政府機関であり、片や民間の機関でありますからね。ですから、民間の機関である金融機関が安全に運営をされるための限度としては二十倍というものを限度として考える。これは一つのそれなりの考え方でありましよう。しかし、開発銀行法でなぜその限度を設けておられるのかというの、いたずらに借り入れ金を多くして政策金融に名をかりて安易な金融をしてはならないぞということが私は立法によつて規制をされておるものではないのか。要するに国民が納得をする範囲の限度において政策

金融を行なえ、これがいまの開発銀行法で資本の何倍ということとを法律に定めた趣旨だと私は思うのです。

ですから、その点は長期信用銀行の問題と開発銀行の問題は全然私は次元の違ふ話になつておる。次元が違ふものをすりかえて、たまたま似たようなものがあつたから、それで二十倍ということでは、これはわれわれとしては納得がでないのではありません。だからこそ一倍から二倍に、二倍から三倍にとやつて、これを六倍まで持つてきた。この長い経過というものはそのつどやはり国会の審議によつて国民のこれは一つの国に委託をしておる原資でありますから、資金運用部の資金はいずれも国民の原資でありますから、その国民の原資であるものをいたすにそつて使つてはならぬぞということ、私はこれを国会にかけて、そのうしてその限度額、要するに貸し付け限度額といふものは、借り入れ限度額がきまればおのずから貸し付けの限度がきまつてくるわけでありまうから、そういう考え方に基づいて私はこの法律が定められておる。それを安易に二十倍にするということとは、まさにそういう意味での開発銀行法のこのこれまでの趣旨を無視して、要するに国民のそういう理解を得る道をふさぐことになる。安易に開発銀行が恣意的にこれらの問題の処理をすることを開発銀行にまかせるといふことになるのは、私は納得ができない、こう思うのであります。

大臣、いまの話について、もう中身の話をしましたが、あなたがこの問題についてどう考えるか、お答えをいただきたい。

○水田国務大臣 問題は、この限度をきめるということですから、この限度内の運営というものは適切に行なわれるでしようし、私は限度として他の機関との横との均衡をとつたきめ方ということとは別に問題は無いのじゃないかというふうに考えております。

から変更しましたか。

○近藤政府委員 長期信用銀行法制定当時から二十倍ということになつております。

○堀委員 開発銀行のほうは違ふのですよ。大臣、よろしうございませうか。第一点、違ふ。それが一つですね。

もう一つ、じやちよつと開発銀行のほうにお伺いをしたいのですが、開発銀行法が制定をされてから今日まで、要するに資本に見合うものの増加というのは幾らから幾らになつたんでしよう。

○石原説明員 いま手元にちよつと正確な数字を……調べまして申し上げますが、大筋を申し上げますと、復興金融庫ができておりました、それを開発銀行が引き継ぎをいたしましたその額がたしか六、七百億であつたかと思ひます。それに対して、御承知のような見返り資金といふものがございまして、これの残高を政府が現物出資をされたわけであります。合計いたしました二、三千三百三十九億というのが現在の資本金でございますが、復興金融庫から引き継ぎましたのは昭和二十六年でございます。見返り資金の現物出資をいただきましたのはその翌年くらいであつたかと思ひます。これは一回でなくてたしか二回くらいに分けてきたと思ひますが、合計いたしました二、三千三百三十九億円になりましたのは、二十七年途中にはその額になつておるかと思ひます。自後そのままであります。

○堀委員 二千三百三十九億がもしふえないとしてまして二十倍といつたら幾らになるでしようか。

○石原説明員 いまの二千三百三十九億に積み立て金その他の自己資金が入りますので、二十倍で合計いたしますと七兆六千六百六十一億という数字になります。

○堀委員 いまの本年度の政府関係金融機関に対する資金運用部からの貸し出しといひますか、本年度幾らですか、政府関係金融機関全部で。

○近藤政府委員 財政投融資全体の数字で二兆四千三百五十二億円でございませう。

○堀委員 それは一体何と何ですかちよつと言つ

て下さい、政府関係金融機関としては、中身はいいです、名前だけ。

○近藤政府委員 輸銀、開銀、北東公庫、公營公庫、国民公庫、中小公庫、商中、環衛公庫、医療公庫、住宅公庫、農林公庫、沖繩公庫。以上でございませう。

○堀委員 現在十二の政府関係金融機関全部あげて二兆ですね。今度は開銀銀行だけは七兆六千六百一十億円でしから使えることになるわけですね。これはいまの財政投融資計画全体として見て、このようなことが一体常識的だと大蔵大臣思いますか。今度の財投は全額九兆幾らですね。幾らですか、財投総額は。

○近藤政府委員 五兆六千三百五十億円でございませう。

○堀委員 本年度の財投よりも、開銀銀行という一政府関係金融機関がその五〇〇増しというふうなことで、そういう制度をつくるなどということとは非常識だと思いませんか。大蔵大臣、どうですかこれは。

○水田國務大臣 だからさつきから申し上げておりますように、いままの限度に達するということがないので、限度として、この際改正しておくなら一般の限度にならうとところでやっていますというところでありませう。

○堀委員 そうすると、この七兆六千六百一十一億が実際の限度として役立つのは一体何年後ですか。

○近藤政府委員 この正確な予測は、いろいろな条件を当てはめないと、なかなかむずかしいのでございませうが、大体貸し付け額の伸びを年率一五％という前提で計算をいたしますと、おおむね六十年代ということにならうかと存じます。

○堀委員 政府の経済計画でも、よろしゅうございませうか、一番長いので十年じゃないのですか。一体十三年先のことをいまからやろうというのには、ちょっとこれも非常識なように思いますけれども、大蔵大臣、どうでしょう。

○水田國務大臣 たとえば長期信用銀行の二十倍

なんというものはもう限度一ぱいに来ている。いずれは改正ということになるでしょう、何回も改正するというよりも、これは当然年々大きくなっていくことはわかっておるのでございませうから、限度としては一般と歩調をそろえた限度を設定しておくということ、そう不適当なことじゃないと私は思っています。

○堀委員 大臣、私さつき長期信用銀行の問題と開銀銀行との次元が違つてしましたね。それは大臣、理解されたのでしょうか。要するに、長期信用銀行法というのは、債権者の安全と利益を確保するために資本金の二十倍というのをきめておるのであって、そのことと、開銀銀行が資本及び資本準備金その他に対して何倍の借入金ができるかと法定しておるのでは違つていませう。開銀銀行がそれだけのおかねければ、開銀銀行がそれじゃつづけるということですか。違つていないですか、その考え方のこととは。それを持ってきたいきなり、ただいまの二十倍というのがあるからそれを利用したということでは、それなら要するに何も関係なくとも何でも持つてこれるわけですよ、そういうことになれば。

これは私はやはり立法というのは国民が民主的に納得をできることであつて、多数であれば何をしてもいいのだということにはなっていないと思うのです。少なくとも民主主義というのは、常識的な処理をするというのが私は民主主義の基本だと思つてゐる。そうすると、さつき私がちよつと申し上げましたように、なるほど六倍の次は七倍ではたいへんだらうから、とりあえず十倍にするというのなら、これが三兆八千億ぐらいで、三兆八千億にしても相当、何年かかいますね。銀行局長、いまの年率一五％で伸ばしてみたら、三兆八千億になるためには何年かかりますか。

○近藤政府委員 計算をいたしてからお答え申し上げます。

○堀委員 ちよつと伺いたいたいですけれども、いまの七兆六千億というものは、現在開銀銀行が毎年内部留保ですね、資本準備金がふえておりま

すね。このふえてくるもの、過去のトレンドで積み増したものに對して二十倍ということになつてゐるのではありません。十三年先に資本はまたふえるわけですね。資本準備金がどんどんつくられてくるわけですからね。十三年先における資本準備金と資本の合計は幾らに推定されているのですか、ちよつと答え願ひたい。

○石原説明員 先ほど申し上げました数字は、四十六年度末現在におきます自己資本金総額をもとにして計算いたしております。

○堀委員 ちよつといま過去における資本準備金の増加分を引き伸ばして、十三年のところまで一応かりに引き伸ばしてもらつて、そこで二十倍にしてみました一体何兆になるのか。十兆こえるのじゃないでしょうか。ちよつともう一ぺん試算をしてお答えをいただきたい。

○近藤政府委員 先ほどの計算でございませうが、昭和五十一年ごろでございませう。

○堀委員 いまのかりに三兆八千億ならば、五十二年といひますといまから四年先ですね。四年先までいけるのなら私はそれでいいじゃないかと思う。と同時に、四年先になれば、いま私が言つたようなあれでいきますと実はもつとふえるのですよ、これはいまの資本準備金が毎年四年間入つてきますからね。ですから、いま資本準備金のふえ方が年に二百五十億くらいですか、大体それくらいじゃなかつたですか。そのくらいふえるなら、四年間で約千億です。その千億の十倍という一兆円です。一兆円がその上に積みまされるわけですからね、だからもうちよつと先に延びる、四年が六、七年くらいになるのじゃないかと思うのです。

【委員長退席、木野委員長代理着席】
だから、いまの二十倍というのは、十三年と言われたけれども、とても十三年じゃなくて、いまの資本準備金が入つてきたものに倍率がかかるわけですから、さらにずつと先のことになるのじゃないでしょうか。私どもがもうおそろく、ここにおられるみんながほとんど議員としていなくなつたころにようやく次の回りがくるということじゃな

いでしょうか。まごまごしたらこれは二十年かも知れませうね。そうすると、たいいて二十年もすれば——私らもうすでに十五年もやつてゐるわけですから、三十五年もつとめられるはずがないのですから、おそろくここにおられる皆さんがおおかたいなくなるのじゃないかと思うのですが、一ぺんちよつとそれを試算して出してみてください。

○石原説明員 現在の割合で自己資本、法定準備金、これが積み立てられてまいりますと、限度額にまいりますのは六十五年から六十六年くらいになると思ひます。

○堀委員 やはり私がちよつと申し上げたように、約二十年近くになるということですか。大臣、どうですか、一体このように常識的な措置として考えられますか。ちよつとひと過ぎるでしよう。これまでは大体二年か三年に一回ぐらゐは限度を上げていった。それが多少問題があるというなら、私がさつき提案したように十倍にしたところでもかなり先になるのですよ。六年か七年先になる。その程度が、少なくとも過去にやつてきた経過、沿革から見ても常識的な処理と思ひますが、どうですか大臣。これはいかにもおかしくはないですか。

○近藤政府委員 確かに、先ほど来御指摘のように、二十倍という数字自体については一種の腰だめと申しますか、特にはつきりした根拠がないことは確かでございます。ただ、それによりまして国会審議を重視するというような意図はさらさらございませうので、これは先般も御答弁申し上げましたように、おそろくは、開銀銀行につきましては従来とあまり変わらない頻度でまた御審議をお願い申し上げなければならぬような事態になるのではないかと、私個人的には予想いたしておるわけでございます。

○堀委員 二十倍がいまおつちやつたように確かな根拠はないということになつたのですから、大蔵大臣、これはこのままで通すわけにはいきません。そうなりますと、これはちよつと新しい問題ということになりますし、大蔵大臣も御答弁な

さるのちよつと問題があるようなふうでありますので、ちよつとこの際、委員長、どうですか、理事會を開いてこの取り扱いについて協議をお願いしたいのですが、委員長いかがでしょうか。

○木野委員長代理

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○木野委員長代理

速記を始めて。

○木野委員長代理

いまの問題については、今後の国会審議を通じて政府においても善処されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○木野委員長代理

これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木野委員長代理

本案に対し、自由民主党を代表し山下元利君より修正案が提出されております。

日本開港銀行法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本開港銀行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○木野委員長代理

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山下元利君。

○山下(元)委員

ただいま議題となりました日本開港銀行法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、私よりその趣旨並びに内容について御説明申し上げます。

修正の案文はお手元に配布してありますので、案文の朗読は省略いたします。

本法案は、その施行期日を昭和四十七年四月一日とすることとして法文中に明記いたしているのであり、法案の施行期日もすでに経過いた

しました事情から、この法案の施行期日を公布の日に改める必要が生じたのであります。

以上、各位の御賛成をお願いし、提案の趣旨をいたします。

○木野委員長代理

これにて趣旨の説明は終わりました。

○木野委員長代理

これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員

私は、ただいま議題となりました日本開港銀行法の一部改正に関する法律案に対し、日本社会党、公明党、共産党を代表して反対の討論をいたします。

日本経済は、今日まで戦後一貫して生産第一、輸出優先の政策のもとに高度成長を遂げてきました。この間、開港銀行の産業経済発展への寄与はきわめて大きいものであります。しかしながら、昨年末のいわゆるドル・ショック、昨年末の国際通貨調整、円切り上げの段階を迎えて、産業経済成長のひたむきな成長政策に対し基本的反省を加え、いわゆる経済財政金融政策における発想の転換が国民の一大合意のもとに推進されなければならぬこととなり、国民生活優先、福祉への転換が期待されているのであります。

今回の開港銀行法の一部改正についても、その第一の目的について改正が行なわれたのも、このような情勢を反映したものと理解されるのであります。それにもかかわらず、今日の開港銀行の姿態を本委員会における審議について見ましても、この方向への重点移行がきわめて不十分であり、依然として産業優先、経済発展にとどまり、社会資本の充実、生活環境基盤の整備充実、国民の福祉面の開発に対する国民的要請にこたえていないといふべきであります。

第二に、開港銀行の融資貸し出し限度額を、今回、自己資本の六倍から一挙に二十倍に引き上げると

いたしておるのであります。これは前回の審議の際の附帯決議の趣旨に沿ったものといつておられますけれども、審議の過程を通じて具体的な根拠がありません。このことが明白になりました。

これは明らかに開港銀行の国会における審議の機会を回避する、こういうことが考えられるわけであり、また、このことは国会軽視につながるものといわなければなりません。それとともに、開港銀行の融資態度の放漫性、安易性を助長することにもなりかねないのであります。開港銀行の運営の実績から見ても不安なを得ないのであります。特にこの問題については政府側がすみやかに善処をしなければならぬ、このように考えるところであります。

第三に、開港銀行が全額政府資金の出資法人であり、貸し出し資金も全額政府資金、財政資金であることにかんがみまして、その運営は公正であり、国民的立場に立つて公益性を確保する見地から最も効率的に運用されなければならないにもかかわらず、その運用をめぐる特定産業あるいは企業との癒着が多い、こういうことが国民から指摘をされているのであります。しかも、本委員会の審議を通じて明らかになったごとく、開港銀行の人事、役員員の融資先企業への無謀ともいふべき押しつけの天下り人事、まさに目に余るものがあるのであります。これでは債権管理あるいは政策目的の遂行というような美名をもつてしてもこれを正当化することはできないのであります。開港銀行にも重大な反省を求めざるを得ません。これはまさに開港銀行の非民主性のあらわれであり、承服できないところであり、以上を理由として、本法案の一部改正に反対の意思を表明して討論を終わる次第であります。

○木野委員長代理

これにて討論は終局いたしました。

これより日本開港銀行法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。

まず、山下元利君提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長代理

起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長代理

起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正可決いたしました。

○木野委員長代理

ただいま議題いたしました日本開港銀行法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、藤井勝志君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員

ただいま議題となりました日本開港銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表し、私よりその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文であります。案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

日本開港銀行は、わが国の経済の再建及び産業の開発を促進するための長期資金の供給を行なってきたのであります。一方、経済社会の発展に伴いまして、近時においては都市再開発、地方開発、流通近代化、公害防止等、いわゆる社会開発に資する比重が高まっているのであります。

このような状況に即応し、さらに最近におきまして既成市街地の整備改善、大規模工業基地の建設等の新しい要請もあって、より一層の資金の需要に対応していかなければならない実情に立ち至っているのであります。このたびの改正を機会

に、日本開発銀行は今後ますます社会開発金融の重責を負うことは明白となるわけであります。

したがって、日本開発銀行としては、第一に、その融資並びに出資にあたって、融資先企業等の周辺の地域住民の生活環境の保全と福祉の向上をはかるため、国民生活優先の分野に重点を置くよう運営することであります。

第二は、本改正によりまして開銀の借入れ金等の限度額が六倍から二十倍に大幅な引き上げを行ないますことに伴って、同行は必然的に資金量は増大されることになるわけであります。そこで、資金量の増額に伴い、開銀が融資並びに出資に際しては、その資金が公益的かつ効率的な運用を欠くことにならないように特段の配慮をすることであります。

第三に、日本開発銀行の役職員の民間企業への転出についてであります。

現在、開銀の役職員の民間企業への転出の実態は、それが出向の場合も含めて、ほとんど融資先企業と相なっております。このようなことは、開銀と融資先企業との相互におきまして癒着を持つことにもなり、開銀の公益性及び資金の効率性を侵すことにもなりますので、開銀としては十分慎重ななければならぬところであります。

したがって、今後開銀としては、人員を融資先企業等への押しつけを絶対行わず、資金の効率性の確保、債権の管理の必要がある場合には、出向制を活用しつつやむを得ない最小限度に限ることになるように、慎重、厳正を期すべきであります。

以上で提案の趣旨説明を終わりますが、何とぞ各位の御賛同をお願いいたす次第であります。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、経済社会の発展に伴い、今後の新しい社会経済情勢の進展への要請に対応して、日本開発銀行については、次の点に関して十分配慮すべきである。

一 わが国の経済社会の発展に対処して、日本開発銀行の融資等にあたっては、生活環境の保全と福祉の向上を図るため、国民生活優先の分野に重点を置くよう運営すること。

二 日本開発銀行の借入金等の限度額の大幅な引き上げに伴い、同行の資金量の増大から融資等に際して資金の公益的かつ効率的な運用を欠くことにならないよう特段の配慮をすること。

三 日本開発銀行の役職員の民間企業への転出については、融資先企業への押しつけを排し、出向制を活用しつつ止むを得ざる最小限度にかぎることとなるよう慎重厳正を期すること。

○木野委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。
本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。
○水田大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

特に、第三項の日本開発銀行役職員の民間企業への転出につきましては、政府金融機関としての本来の使命にかんがみ、先方から要請のある場合に限ることにはいたし、いやくも押しつけのごとき誤解を受けぬようつとめましますと、この場合におきましても、極力出向制の活用によるものとし、転出はやむを得ざる最小限度にとどめるよう配慮してまいりたいと存じます。

○木野委員長代理 石原日本開発銀行総裁。

○石原説明員 ただいま御決議のありました事項につきましては、日本開発銀行といたしましては

御趣旨に沿いまして十分配慮いたしたいと存じております。

特に、第三項につきましては、ただいま大蔵大臣の御発言の趣旨にのっとりまして、遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

○木野委員長代理 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木野委員長代理 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田(高敏)委員 私は、具体的な質問に入ります前に、委員の差しかえの問題については、これは認められておるところですからいいと思うのです。しかし、大蔵委員会にも出る、また同じ日に他の委員会にも出る、こういうことになれば、これはきわめて国会の権威を失墜することになる。ですから、ここへいま正規の委員でない方がお見えになる、その方は当然他の委員会には出ないというけじめはきちっと確認してもらいたい。そうしないと、員数だけそろえて、極端にいえば一日に三つも四つも委員会に顔出しだけする。採決するときにだけ正規の委員になるということでは私はいけなと思う。これは国会の権威、それとお互いのまじめさというものは具体的事実の中

で立証される必要がある。ですから、その点の中には事務当局を含めてあとで私は確認をしますから、そのことを指摘しておきます。

私はまず、所得税関係について質問いたします。本会議における私の質問とも関連するわけですが、課税最低限の引き上げの問題について、ここ数年の課税最低限の引き上げ率及び物価の上昇率並びに予算編成時における計算の基礎となった物価上昇率、そういったものの数字をまず示してもらいたいと思います。

○高木(文)政府委員 まず、課税最低限の引き上げの割合から申し上げます。夫婦と扶養親族二人が、子供二人と言っておりますが、その場合について四十年から申し上げます。四十年が一三・五、四十年が一三・三、四十二年が一七・九、四十三年が一三・九、四十六年の最初の減税、これが九・五、かりにこれに例の年内減税を加えまして、それを四十五年のベースと比較いたしますと、つまり二回分の減税を一緒にして四十五年と比較しますと、一四・〇、それから四十七年は四十六年の当初減税に対して七・七であります。

それから次に、消費者物価の状況でございますが、ただいま御指摘ありました予算編成時という数字が手元に直ちにございませんで、最初に実績率を申し上げます。四十年の消費者物価の伸び率六・六、四十一年五・一、四十二年四・〇、四十三年五・三、四十四年五・二、四十五年七・七、それから四十六年は、これはまだ実績が出ておりませんが、いまの結果についての暫定調査ではたしか五・七になっておるはずでございます。それから四十七年は、これは実績ということはないわけでございます。

それから、予算編成時の見込み数字、四十年の数字がちょっとありませんので四十年から申し上げます。予算編成時に立てました経済見通し、その前提となっておりましたときの消費者物価の伸び見込み、四十一年五・五、四十二年四・五、四十

三年四・八、四十四年五・〇、四十五年四・八、四十六年五・五、この五・五がその後直りましたわけですが、これはいづれも当初の伸びの見込みでございいます。それから四十七年の、現在の経済見通しの四十七年分は五・三、以上でございいます。

○藤田(高)委員 私共事前に調査した数字と若干の違いがありますけれども、予算編成時における計算の基礎となった物価の上昇率については全く同じです。今度課税最低限の引き上げがいまここに昭和四十年来の実績経過が説明されたわけですが、それとの対比でいきますと、あとでも具体的な時点をとらえて指摘をいたしますが、いまの局長の答弁を聞きまして、予算編成時の物価上昇率と課税最低限の引き上げ率、これとの対比においては、最低のところ昭和四十五年の五・一、それ以外は多いところでは一〇%以上、この課税最低限の引き上げ率が物価の上昇率を、いわゆる物価調整の条件を入れてなおかつ、課税最低限というものは最低五%以上上がっておるわけでありまして、ところが、ここの計画からいきますと、計算の基礎となったものが五・三だ、そうして課税最低限の引き上げが七・七ということになりますと、過去の実績に比べて、こしはわずかに二・四ということ、きわめて課税最低限の引き上げというものが低いわけですね。これはどうしてこうなったのか。

政府の経済政策、昨年の年内減税の趣旨からいって、税全体の減税額の問題と関連して、課税最低限の引き上げというものは、昨年よりも、あるいは昨年よりもこしははるかにおその率において大きく引き上げることが不況対策という観点から考えても必要だ。ところが、いま数字の上にあらわれてきておるものは過去の半分以下、こういうことになっておるわけですが、なぜこうならざるを得なかったのかということが一つ。

いま一つは、これは大臣は、そのまま引き続いてここにあらわれると思つたのですが帰られたもの

ですから、政務次官にお尋ねざるを得ないわけですから、私が三月七日の本会議で質問をした物価との関連における課税最低限の引き上げについては、いま私が指摘しておる七・七と五・三との関係において、物価よりも減税率のほうがはるかに上回つておる、こういう表現の答弁のしかたをしておるわけですが、はるかに上回つておるということとは、どの条件を中心にするかという答弁をなさつたのか、これをひとつお答え願ひたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 所得税の減税は、戦後今まで、ほとんど例外なく毎年行なわれております。その場合に、年によりまして、また若干四、五年あるいは六、七年という期間によりまして、重点の置き方が変わつてきておるわけでありまして、大体、昭和四十年代に入りましてから最近までの所得税減税の最重点は、よくサラリーマン減税ということばであらわされておりますが、給与所得者を中心としたしまして、課税最低限の引き上げに置かれてきたことは御高問のとおりでございます。この間におきましては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の基礎的な諸控除が年々確実に引き上げられましたにほか、給与所得控除の定額控除と定率控除が、毎年というわけではございませんでしたが、かなりの頻度で改善をされてきたわけでありまして、ちょうどその時期はまた一方において、給与所得者その他の事業所得者の課税の均衡の問題というのが各方面から非常に強調されたわけでございます。これは単に制度だけではなくて、制度と税務の執行とからみて、公平論、あるいは不公平論と申し上げたほうがよろしいかもしれません、そういう意味で、サラリーマンを中心とするところの課税の軽減ということに非常に重点が置かれたわけでございます。

それで、ただいま最初にお答えいたしましたときに、私、説明が不十分でございましたが、ただいま申しました夫婦と子供二人の課税最低限の数字は、これは給与所得者についての数字でございます。給与所得者については、給与所得控除を

働かせましたあとの課税最低限の数字でございいますから、給与所得控除が働きました後の課税最低限の比較の数字を申し上げたわけでございます。そこで、この間においては、非常に大きな給与所得控除が働いたわけでございます。そこで、四十七年度に課税最低限の引き上げ幅が比較的小さいというのは、四十六年のいわゆる年内減税においては、給与所得控除の改定をいたしてございせんからして、したがって、課税最低限の引き上げ幅は、給与所得者についてみれば、比較的小さいということになってくるわけでございます。

なお、今後の問題といたしまして、しばしば申し上げておりますとおり、一つには諸外国の制度との関係等から見ましてもそうでありまして、それから最近事業所得者サイドからまた逆の意味において公平論が主張されておりますこと等からいたしまして、四十年來続けてまいりました、いままで御説明いたしましたような考え方については、一つの転機に來ているものと考えております。

○藤田(高)委員 いまの答弁の中で、四十年以來の、ある意味において転機に來ておるといふのはどういふことなのか、これはあとで説明を求めたいのと、私はこの四十六年度と四十七年度の課税最低限の引き上げ率において七・七という数字を使ったのは、これは政府答弁による数字を使ったわけですが、私どもが課税最低限の引き上げ率といたことで、昨年の年内補正をやつた、それを基準にすると課税最低限の引き上げ率はわずかに三・四。そうすると、計算の基礎となった物価上昇率の五・三の比較においては、ここの課税最低限の引き上げ率については、その物価調整分を見えていないわけですね。これは四十年来の数字を見てもわかりますように、予算編成時においては、少なくとも物価上昇分と課税最低限との率の差というものは五%以上毎年あるわけですね。ことしだけは政府の数字をとってみてもわずか二・四%、補正後の数字をとってみれば逆にマイナスの一・九%ということ、きわめて課税最低限の引

き上げというのは無視されておる。にもかかわらず大臣はどのように答弁をされておるわけですか、私は少なくともこの予算編成時における課税最低限の引き上げ率としては、こしはいまの経済状態全般から考えても、また主としてサラリーマン、勤労者を中心とする勤労所得税の実態からいっても、課税最低限自身を思い切つてこれは引き上げる必要があるのじゃないか。そうしないとなぜしないと思ふわけですね。そういう点からいって、ここの課税最低限は少なくとも過去数年來の実績ぐらゐまでは引き上げる必要があるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして、そのことについての見解をひとつ承りたい。

○高木(文)政府委員 年内減税という形で行なわれました四十六年末の減税の意味をどういふふうに理解するかということによつていろいろな判断が通つてくるわけでございます。しばしば大臣も申し上げておりますとおり、先般の年内減税は四十七年度の減税である、ただ、それを一回だけよけいに経済効果が四十六年度に及ぶといふふうには私どもは理解をいたしておりますので、制度的にものを考えます場合には、前回の基礎控除、配偶者控除、扶養控除、各一円の引き上げというのは、税の制度の議論といたしましては、四十七年度の制度改正である。ただ、その制度改正を昨年の四月から九月まで及ぼして、そして昨年の十二月の年末調整の際に春の改正と重ねて効果あらしめる。それは景気浮揚の趣旨で、消費需要刺激の趣旨で行なつたものであるといふふうに理解をいたしておりますので、私どももいたしましては、四十六年度ベースと四十七年度ベースとの比較の議論といたしましては、二段階に行なわれまして所得税減税の各控除一円の引き上げは、やはり制度としては四十七年度分といふふうに理解しておるわけでございます。

その点につきましては、しかし見方によりましてそれはいわば強弁である、四十六年の暦年中に現実に二回実現をした以上、それは四十六年分の

減税と見るべきであるという御議論もあるわけでありまして、そういう意味から言えば、ただいま藤田先生御指摘になりましたように、四十六と四十七の差というものは、一年分のたえば一万円の基礎控除の引き上げということがありまして、四十六年にはその四分の三ずつを二回やったというのを四十七年度は平年度化したということとでございますから、ごくわずかしが四十六と七の差はないわけでございます、そういう意味から申しますれば、四十六と七の控除の差というものは、計算上きわめて小さいものとして、ほとんどネグリジブルなものとしてしか出てこないということになるのかと思ひます。

政務次官からお答えいただけると思ひますが、大臣が本会議でどのように答弁いたされましか、私、手元に速記録を持っておりないので正確には申し上げかねますが、大臣の頭の中にあることから想像いたしますと、大臣の理解といたしまして、年内減税は制度としては、経済効果は別にいたしまして、制度としては四十七年度税制改正ということで考へておられますので、消費者物価上昇率を上回ることが確実であるという意味で言われたものと考えておるわけでございます。

それから、先ほど私が申し上げましたこととの関連でお触れになりました、四十年来の課税最低限の変動、毎年毎年課税最低限をかなり大幅に引き上げてまいりましたが、それが意味で転機に來ておるのではないかとこのことにつきまして、それは何となく諸外国との比較においてもかなり負担の低いものにしたということが長年の所得税制の一つのねらいでございましたから、毎年度の税制改正を通じてではありましたが、長期展望といたしましてはやはり課税最低限の引き上げに最大の焦点が置かれておったわけでございます、その一つの目標でありました百万円ラインというものを今回こえることになりましたので、またそれが諸外国との制度と比べまして決して遜色のないことになっておりますから、そういう意味で私は一つの転機ではないかというふう

うに申し上げた次第でございます。

○田中(公)政府委員 大臣は物価と課税との関係をはき違えて言っているのではないかと御質問ですが、これは先ほど局長が言っておるとおり、水田大臣は年内減税のこれは繰り上げ減税であつて、いわば四十六年度に二年分の減税が行なわれたことと同様のことであつて、したがつてそのう計算からしますと、結局四十七年度は三年分の減税が行なわれて、結局四十七年度はどのうなつたかという観点から判断したことでございまして、こういう観点から見ますと、四十五年度に對し四十七年度はちょうど消費者物価が一・七%と上昇しておる。課税最低限は給与所得者で七・九というふうな引き上げ率になっておりますので、そういう見方から言つたのじゃないかというふうに思われます。

○藤田(高)委員 大臣は、本会議で「物価との関係の御質問でございまして、年内減税の前に比べまして、課税最低限の上昇率は七・七%になっておりますので、そうしますと、来年度予定されておる物価、公共料金も含めて五・三%という、物価よりも減税率のほうがはるかに上回つておるということでございます。」という答弁をしておるわけですね。これは本会議における答弁なんです。ところがここで一つ問題になることは、七・七%という引き上げをやつたと言ふけれども、これはあくまでも計算の基礎になっておる物価が五・三%というものを基本にしています。しかしこの数年來の物価上昇の実績を見れば、予算編成時よりみな上回つておるわけですよ。局長の答弁が先ほどありました、私の調べたところ、二、三年來の実績を見ても、たとえば昭和四十四年の予算編成時は物価上昇率五%と見込んでおつたものが六・四%、四十五年が四・八%と見込んでおつたものが七・一%、四十六年に五・五%と見込んでいたものが六・一%というふうな、ごく大さっぱな数字として見ましても予算編成時に見込んでおつた数字よりも一%ぐらい消費者物価と

いうものは上回つておるわけです。そうすると大臣がここで答弁されておることの七・七%というものをかりに仮定として基準に置いたとしても、五・三%というものは、この一連の公共料金の上昇等を試算の段階では五・三%の中に含めておるのだと言ふけれども、おそらくこの時の物価上昇の見通しとしてはこれまた最低六%以上になるだろうということになれば、これは課税最低限の引き上げというものは補正後を基準にするのでなくて当初予算の予算編成時のものを基準にしても、ことしの課税最低限の引き上げでは何ら減税の効果というものはないじゃないか。

ですから、私は、ぜひこの法案の審議の中で課税最低限というものを大幅に引き上げてもらう、われわれの主張としては四大家族で百三十万、五大家族で百五十万目標に課税最低限を引き上げていくべきだ、こういうふうな考へておるわけですね。われわれのその要求がもしいれられないという場合であつても、ことしは補正予算を組む時期があるとするれば、その段階ではこの課税最低限の引き上げを含めた減税をやるかどうか、そういうことしの年度末までの見通しを含めてお尋ねしておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 仮定の問題でございますので、事務当局といたしましてはいへんお答えいたすこととさせていただきますが、御質問も仮定というところでございますので、私どももたまたま考へておることを申し上げます、先ほど来申し上げましたとおり、四十年来課税最低限の引き上げが所得税の減税の最大の中心課題でございまして、税制全体として減税の中心が所得税であり、そしていわゆる所得税の中でやはり課税最低限、特に給与所得者の課税最低限の問題が最大の焦点であつたことは御承知のとおりでございます。ところで四十七年度でようやくして夫婦と共養親族二人とで課税最低限が、給与所得者についてだけでありますけれども百万円台を突破した。こういう状況においてひるがえつて考へてみますと、これはたまたま非常に間接税の高い国である、し

たがって所得税の低い国であるフランスと同水準である、それからまた日本よりもさらに課税最低限が上にあるのは、全体的に一人当たりの国民所得も非常に高いアメリカだけである、こういう現状になつてきたわけでございます。必ずしも諸外国との比較だけが万端ではございませんので、外国がそうでないからといってそれだけを見て制度をきめるという必要は決してないわけでございますけれども、しかし、何と申ししてもやはりそういう現状にあることはこの際一つの問題点として考へられなければならないものというふうな考へられるのでございます。

そこで昨年、四十六年の八月に調査会答申が出されましたが、その調査会答申が出されます前に、おきまして、専門家の方にお集まりいただきましていろいろ議論がありました。今後の所得税制のあり方についても若干議論がありました。ときにはそれらの点も含めて議論されたわけでございますが、その際にも、もちろん今後の問題でありますからして決定的な結論的なものは出なかつたわけでございますけれども、やはり課税最低限のあり方ということについては、四十年来ずっと歩んできたかなり速いスピードでの引き上げテンポというもののについては、この辺でもう一度別の角度から考へる必要があるのではなからうかといった意見の方もあつたわけでございます。私どももいたしまして四十八年度以降、まあいって言えば、先生が仮定ということでおっしゃいました今後の所得税改正にあたりましてそこをどう考へるか、私どももいたしましてかなり慎重を要する、つまり従来と全く同じような意味で課税最低限の引き上げということを考へていくことはいかがかというふうな考へ始めておるところでございます。

最近いろいろな形で公平論が議論されております。いわゆるクロヨンであるとかトウゴサンであるとかという議論は從來どおりいわれておりますが、同時に非常に強い議論といたしまして当委員会においてもときおり御議論が出ております事業

主報問題というのがありますが、事業主報酬問題というのはとりもなおさず個人事業者の事業所得につきまして給与所得控除を働かせるといふ主張とやらはなすものでございまして、このことは、給与所得控除の定額なり定率なりの幅が拡大すればするほどそういう声が事業所得者サイドから出てきておるわけでございますので、そういう意味におきまして、全体としての給与所得最低限の水準の問題とサラリーマン、給与所得者についての課税最低限の問題と別の問題ではございまして、相互に関連させながら、今後課税最低限のあり方というものを一度ここで十分に議論すべき時期に来ておるように思うのでございます。私も事務屋の立場といたしまして、その方向がいかにあるべしということをご答申申し上げますのは差し控えたいと思っておりますが、従来の方向をただ従来と同じような方向で歩んでいくということとはかなり困難な事情になりつつあるという事情だけは申し上げておきたいと思っております。

○藤田(高)委員 いまの答弁を聞きますと、慎重であるとか、あるいは課税最低限の引き上げについては慎重に議論しなければいかぬといういろいろな表現がありました。その答弁はむしろ私が質問しておる方向とは逆の方向、たとえば欧米諸国との比較において、アメリカを除けば大体国際的な水準にまで課税最低限が上がつてきた、端的に言えば課税最低限の引き上げというものはそんなに考慮を払わなくていいんだ、こういうふうな聞こえるのですが、これは私のひがみででしょうか、ちょっと明確にそのあたりを答えてもらいたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 端的に言えばそういうことであります。先生がお考えになつておるのは、おそらく給与所得課税最低限を今後とも従来どおりのペースで引き上げていくべきではないかというお考えではないかと思ひますが、もしそうだとすれば、私も必ずしもそういふにきく事情になりつつあるというふうに感じておるわけでございます。

ただその場合に、一つここで問題がありますのは、だんだん福祉の時代というふうに変わつていって、いろいろの福祉政策がとられていくという場合に、税制の対象になる所得者といふ、それから生活保護のように全く歳出予算といふ、それから生活福祉政策の対象となるような所得階層、それからそのどちらにも入らない中間の階層、そこをどうしようにしないかといふ問題、それから問題も漸次福祉政策との関連において議論されていくわけでございます。午前中の参考人の御意見の中に負の所得税の御議論が出てき始めておるわけでございますが、こういった問題との関連も今後は社会福祉政策が進めば進むほど何か考えなければならぬ。そのつなぎをどうするかというふうな問題も控えておるわけでございます。で、私もそれはそういう意味でや長期的に見ました場合には、課税最低限から上と下と、さらに生活保護等の下のところとの間のつなぎをこれから長期的に考えていくかということにあらまがら、課税最低限の問題と取り組んでいく必要があるのではないかと意味もありましてたいへん申し上げにくいのでございますが、従来どおりのペースですつとただいくというわけになかなかいきにくいという感じを持てているということをおし上げておるわけでございます。

○藤田(高)委員 非常に遠慮しながら答弁しておるようで、私は、見解の違いは見解の違いでいいわけですから、ほんとうのことをそのものずばりで言つてもらつて差しつかえないと思ひます。大体わかりましたが、課税最低限の引き上げは、いままでのようなテンポではいきませんぞと、長期的な見通しを含めて考える場合は、むしろ課税最低限の引き上げということをやめるのはもうむずかしいんじゃないかといふふうに私は理解しました。そういう前提に立つて質問しますが、これは本会議で触れたことですけれども、なるほど表面上の形式的な数字の比較からいけば、西ドイツとあるいはフランス程度のところまで課税最低限の額がきておりますけれども、この課税最低限の

実態たるや何かということですね、ここが私は問題だと思ふのです。政府が出しておる四大家族で百三万七千八百六十円という時点の生活実態というものはどうかといふと、こまかい数字は省略しますが、総理府の統計局が発表しておる最近の実態というものは、いわゆる課税最低限の百三万七千八百円程度のところであろうことになつていくかといふのは、消費支出総額毎月八万八千円というところがある一つの基準にならうかと思ふのです。同じ政府部内で国民の勤労者の生活実態というものを調査しておるわけですが、それによると四大家族で食費が約三万円、これは一人、一日で計算していけば二百五十円、一食が八十円、こういうところがこの百三万程度の課税最低限の水準になるわけなんです。

この総理府の資料を見ますと、この実態自身が問題だと思ふのですが、食費のところをれば、いま私が言った程度になる。教育費の關係でいくと、一月二千二百五十円ぐらゐり出してないのです。こんな低いことで子供の教育は二人を、それは高等学校と大学あるいは高等学校と中学校、小学校と中学校というふうな若干の違いはあるにしても、一月月の教育費が二千二百五十円なんといふことはちょっと考えられないんです。一人の子供を私立大学へ入れたら授業料だけでも七千円も八千円もかかるということですから、ここまで切り詰めるなければ生活ができません。それから統計自身はわれわれの生活実態からちょっとかけ離れた数字として出しておるわけですが、食費の關係は、いま言ったように、この数字では二万八千三百七十円となつておりますが、約三万円と見て一日食費一人当たり二百五十円、そういうあて言えな数字を生活をしておる者に、課税最低限が数字の上ではヨーロッパ並みになつたのだからけつこうだと言つておるけれども、そこへかかる人たちの生活実態というものは何かという実態論に根ざしてみたら、こういう貧弱な生活しかできていない者に税金をかけておるわけです。こういう絶対的な生活実態に根ざした立

場から比較をしないと、単なる形式上の表面上の数字だけで日本の課税最低限はヨーロッパ並みになつたのだといつても、ヨーロッパの社会保障の充実の度合いなりあるいは経済状態、生活状態の度合いと比較して、私は実態に相当な差が離れたことになり得るのではないかと、このように思ひます。そういう立場からいふならば、いま局長が答弁したようなものも考え方は根本的に改めてもらう必要がある。むしろ従来以上のピッチで思い切つて課税最低限を引き上げる必要があると思ふのですが、そういう観点からものさしを当てた見解というものを事務当局並びに政務次官から承りました。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘がありましたのは家計費調査による消費支出の数字であらうかと思ひますが、私も課税最低限というものは家計費との関連において検討いたすべきものと思つておるもので、絶えず家計費調査の数字については関心を持ておるわけでございます。ただいま御指摘のありましたように、この消費支出、家計費調査の中身からいいますと、これは多くの世帯の平均でございますので、たとえば教育費のように、教育費が非常に高つていふ家計とそうでない家計とあるに違ひないわけですが、それが平均的に出てくるものでございまして、必ずしもこの統計の数字というものは実態とびつたりしないといふことは確かにおつしやうとおりでございまして、私も毎日ごろさういふことを感じておるわけでございます。そこで、いまおつしやいましたことは統計との関連もあり、それから諸外国の実態等もあることであるから、必ずしも現在の課税最低限が制度上諸外国のものに比べてかなりまあまあ水準であるといつても、それだけでものごとを律してはならぬではないかという御指摘でございますが、私もまさにその点はそのとおりであらうと思つております。そういう社会実態というものの関連がなくなつては議論はできないという意味においてはおつしやうとおりで思ひますので、そういう面は今後とも

よく研究していかなければならないと思っております。

ただ一つ申し上げておきたいことは、現在私どもの手元に持っておりますのは四十六年の家計費調査の数字でございますが、それによりまして、四人世帯で大体百十万円くらいの消費支出になっております。したがって、課税最低限をいくわずつか上回っているところに平均的な消費支出があるようでございますが、課税最低限はそれをこえたところから課税にはなりませんけれども、税率はこえた部分について一割から始まるわけでございまして、必ずしも消費支出の平均をこえるということ、いまの課税最低限とは絶えず直接リンクさせるべきものというふうには考えていないわけでございまして、その点と、それから諸外国の制度との関係ということは今後ともよく研究するということをお答えしておきたいと思っております。

○田中(六)政府委員 実態をよく見て課税最低限をやれということ、しかもそれも積極的に前向きにやるべきである。私も、実態をよく見るといことは結局質的によく検討しろということにもなると思ひます。したがって、課税最低限につきましても、質の問題で、たとえば局長が言っているように、普通の所得者とそれから生活保護者あるいはその中間というようなことを質的によく見て、家計費との関係なども十分調査した上で、いままでのただ対外的あるいは対内的な資料にとられず、質的に前向きに検討していきたいと思っております。

○藤田(高)委員 前段の局長の答弁と、いまの政務次官の答弁との間には若干差が出てきたというか、私が質問をしているような方向でいま答弁があったと思うのです。これは局長はさつき家計費調査のなを出しておりますが、これは総理府の資料、これとておられるのは四人家族のところをとっておりますから、だからその点ではあなたのほうからお示しになったのも大体それに合っていると思ひますが、五万以上の都市の実態をなにしますと、私は、食費が一日二百五十円の食費に

税金をかけるというのはこれは問題があると思うのです。これは失礼だけれども、局長あたり一日どれくらいな食費をおとりになっておられるのでしょうか。二百五十円といったら——これは実態として出しておるのですから、これだけ政府の一応權威ある資料として、毎月調査したものが、ですから、私は欧米との比較とか、他の条件の比較もこれは必要だと思うのです。必要だと思うのですけれども、国民の、サラリーマン、勤労者の生活の実態というものは現実にどういうものであるのか。ここまで食費を切り詰めないで、多様化した今日の消費生活には耐えられないのです。そういうみじめな貧弱な生活しかできないところに向けて税金をかけること自身に問題があるだろう。ですから、この最低生活費には課税しないというこの原則からいくなれば、こういう実態を中心にして課税最低限というものは思い切つて引き上げるべきじゃないか。

その点では政務次官がいま言ったように、税制調査会で長期税制について検討する場合にも、前段の高木局長が答弁されたようなものの考え方、まあいけば課税最低限というものはヨーロッパ並みに来ておるのだから引き上げる必要はないのだ、むしろ横ばい程度だ、こういう考え方を持っておるとすれば、これは私は根本的に改めてもらわなければいかぬと思うのです。そうしないと、だんだん勤労所得税をとられる層が広がっていくのと同時に、いわゆる最低生活費に税金をかけるということになると思ふのです。そういう点で、私は根本的な問題として、やはり国民の勤労者の生活実態というものを中心にして課税最低限の引き上げについては十分前向きで検討する、こういうことにならなければならぬと思うのです。が、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 家計費調査について私どもかねがねいろいろ疑問を持っております。これはまさに御指摘のように食費が非常に低いという点、そして一方においては自動車関係諸費の支出が非常に多い。飯を食わずに自動車に乗っておる

というようなことでございまして、平均的なものであるがゆえにそういう数字になるのだらうと思ひます。ですから、それを個別の家計について分解してみると、どういう数字になるのかももう少し勉強したいとかねがね思つているところでございまして。先ほど申しましたように、多少課税最低限については場合によつて考え方を要しようかと考へておるときでございまして。ですから、そうなりましたら、まさに御指摘のようなことをよく研究しなければならぬところでございまして、私どももまさに先生御指摘になったような家計費調査の関係から見ても、いまの百何万という数字は決して楽な生活を示すものではないのではないかと、いう御疑問は、私も日ごろちよつと家計費調査との関係上持つておりますので、もう少し勉強してみたいと思つていふことを申し上げたいと思ひます。

○藤田(高)委員 それは政務次官、前向きでいま言つた実態に根ざしてやるということは間違いないですね。

○田中(六)政府委員 私と局長の言つてゐることはちがはぐだといふのじゃなくて、やはり同じ方向でよく質的に家計費等の中身をよく検討してやつていくということとでございまして、これは前向きに検討するということになると思ひます。

○藤田(高)委員 いま少し具体的な答弁がほしいところですが、時間の関係もありますから前に進みます。その点については諸外国の比較というようなどころだけにのきしを当ててどうかうということを考えるのではなくて、生活実態に根ざした、具体的な事実に基づいたところから課税最低限の引き上げについては十分検討する、前向きで検討する、こういうふうによつてもらいたいと思ひます。

次に私は、退職金の退職所得控除額の引き上げの問題について質問いたしますが、現行の退職控除引き上げを行なつたのは、たしか昭和四十二年であつたと思ひますが、それから五年経過してお

ると思ふのですけれども、間違ひございせんか。

○高木(文)政府委員 御指摘のとおりでございまして。四十二年に改正してから改正しております。

○藤田(高)委員 先ほど物価の上昇率はこの数年來どういふことであつたかといふ数字を聞いたところですが、昭和四十二年以降の物価の上昇率は大体平均にして五・八から六・六程度、厚生年金は国民年金の見直しも、これは私どもの主張としては物価が五・八以上上がる社会情勢の中では厚生年金、国民年金等についてはスライド制を採用すべきだ、こういうことを主張しておるわけでありまして、私はこの退職控除額の引き上げについても、われわれの側から要求が出るまでもなく、ほんとうに政府が、勤労所得税の問題についてもそうでありまして、退職金の控除額の引き上げについても、少なくとも五年の今日、見直しをした引き上げを行なう必要があるのではないかと。たとえば現行は三十年勤続で三百五十万、三十五年勤続で五百万、こういうことになっておるわけですが、きわめて算術的な計算をしましても、物価が約五・六％上がったといふことになりまして、当然三十年勤続のところでも五百万程度の控除額の引き上げといふものはいまの社会情勢の変化の中で当然そういう改正がなされてしかるべきだ、こう考へるわけですから、それについての見解を聞かしてほしいと思ひます。

○高木(文)政府委員 退職金につきましては昨年の八月の長期税制の答申の中におきまして、「この控除額はそのまま置かれてきてゐることでもあり、その後における平均的な退職所得の水準や物価水準の上昇を考慮すれば、これに見合つて見直しを行なうことが望ましい。」という御指摘をいたしておりますこととありまして、実は四十七年度税制改正としても一応検討してみたわけでございまして。後に申しますような事情で実は今回は御提案を申し上げなかつたのでございしますが、私もなるべく近い機会に何らか

の措置をする必要があるのではないかと考えております。

それで、今年度にいたしませんでした理由は、実は先ほど御指摘のように四十二年來直してないのでございますけれども、四十二年に直します前は、勤続一年につき五万円という額でございまして、勤続三年つとめて百五十万円という控除であつたわけでございます。現行制度であります三十三年つとめますと三百五十万までいくわけでありまして、四十二年改正というのはかなり大幅なものでありまして、百五十万から一挙に三百五十万まで相当思い切った、このときには物価とか退職金水準の値上がりとかいうようなこととでなしに相当思い切った改定をやつたわけでありまして、まあしばらくの間、そう毎年改正しなくても済むようにという配慮で思い切つてふやしたのもと思つておるわけでございます。そこで、どうしても一年を待てないというほどではないというふうに判断いたしましたことが一つでございます。

それから第二点は、最近退職者に対して支払われます給与につきましては形勢がだいぶ変わつてまいりました。わが国では伝統的に退職金が払われるというものが多かったのですが、最近漸次退職年金制度へ乗りかえる者が出てまいつております。ところが、退職年金制度につきましては税法上のものも取り扱いというものは必ずしも十分整備されておられません実情にありまして、近く何とか退職年金の支給を受ける方と退職金の支給を受ける方とのバランスをとりながら一ぺん基本的に直すことにしたいというふうな考えが、実は率直に言つて申しわけございませんが、事務的に時間的にその検討の時間がなかったものでございますから、四十七年度は見送りにしていただいた、なるべく早い機会に退職金とそれから退職年金と合わせて御指摘のように軽減の方向で改正の案を立ててみたいというふうに思つております。

○藤田(高)委員 私は少しくデータも集めてみま

したが、関東経営者協会、この関東経営者協会の資料というのは中労委があつて、調停等の作業のときにも十分使われる数字で、労働組合の退職金あるいはその他の労働条件の改善問題をやる場合にも、経営者のレベルでどういうことを考へておるか、経営者が調査をしたものでございようであるかという立場からこの資料は生かされておりましたが、それによりまして、参考までに申し上げれば、全産業で規模が五百人から九百九十人まで、いわゆる千人未満のところでは旧制中学のところで六十六万三千円、これは勤続三十八年。勤続三十年のところでは四百三十九万円。旧制大学のところで三十年勤続で五百九十二万円。規模別に申しますと、千人から三千人未満のところでは旧制中学の三十年勤続で四百八十万円。三千人以上になりますと、これも大学、旧制中学を含めて五百万円以上、こういう実績が出ています。

いまは関東経営者協会の資料ですが、中労委が最近発表しておりますモデル退職金の定年の部類を学歴別に調査したのを見ても、たとえば製造業全体で見れば、二十五年勤続になりますともうすでに五百三十八万、これは大学出ですが、三十年勤続で七百七十八万という実績が出ています。あらゆる産業を含めて調査産業の全体の数字からいけば、かれこれいづれも百万以上を上回つて六百万二十万とか八百八十万という数字になっております。これは大学出の場合、高校の場合でも製造業でいきますと、これまた三十年勤続になれば五百三十九万円、三十五年勤続で六百九十五万というふうな、中央労働委員会という第三者機関が公平に調査した資料によりまして、もう三十年勤続でかれこれ五百万以上、こういう実績が出ています。そういう観点から見ても、なるほど四十二年の法改正というものは、額の面においてそれまでの基準があまりにも低かつたということがあると思ふのです。

退職金に対する性格論争は、それぞれの立場で見方の相違もありましようけれども、一般的に勤労者は退職金を前借りをして子供の養育費なりあ

るいは養育資金に充てる、少しく余裕のある者はせめてこの退職金で持ち家をやろうかという人が多い、またそういう考え方を持っておる人がある意味ではほとんどじゃないかと思ふのです。そういうことからいくと、なるほど局長が言つたように五年前の法改正は思い切つてやつたかどうか知りませんが、今日の五百万というこの絶対額というものはどれだけの価値のあるものだろうか。私は相場師じゃないですから十分なことばかりありませんが、東京のいわゆるここから約一時間あるいは一時間半で通える周辺の土地をかうにしても一坪十万円くらい土地というものはないだろう。かりにそういう安い土地があつたにしても五十坪の土地をかうことができないのです。いわんや上乗せの家を建てることのできない程度の額なんです。なるほど五百万という数字は一見して政治の立場から見れば多いと言われるかもしれませんが、三十年も三十五年も働いた人の退職金が五百万、まるまる五百万もあつたつて、人によつてはほとんど持ち家の土地をかうことのできない金額じゃないですか。してみれば先ほどの課税最低限の問題ではありせんけれども、現在の基準はどうだ、五年前の基準がこうだつたからその倍率はこの程度でいいだろうということではなくて、やはり今日の社会情勢なり生活の実態に合はして、私はこの際三十年勤続で、いまの基準は三十五年で五百万ということになっておるわけですが、三十年で最低少なくとも五百万というところまではこの退職金の控除額を引き上げていく。これを最低の条件として、そういう方向で私は少なくとも今回やつてもらいたいわけですね。少なくとも来年度の税制改正の中には、最低の条件としていま私が指摘した程度のもので改正案として出されるべきであらう、こう思ふわけですが、そこらの考え方ですね、これは政務次官を含めてお答えいただきたいと思ふいます。

○高木(文)政府委員 どのような改正案の内容になりますか、いまここでにわかに申し上げることはできませんけれども、方向といたしましては確

かに退職金は先ほど申しましたように改正の時期に参つておりますので、ただいま例示として御指摘がありましたことも頭に置きまして、そういう方向で、いずれにいたしまして長年の勤労の結果が退職金でございまして、十分そういう方々にまあ安んじていただけるような制度にいたすべく研究したいと思ふいます。何とか来年度においてできるならば間に合はしたいものと考えております。

○田中(二)政府委員 事務局としてもすでに本年度やろうかという気持ちを持つておつたくらいでございますし、私どもとしても来年度はぜひその方向でやりたいと思ふいます。

○藤田(高)委員 政務次官のぜひやりたいというその決意をそのまま私は承したいと思ふいます。ぜひ退職金の五百万程度の額というものは、申し上げるまでもなくわずかなものだから、ひとつ思い切つて改正をやつてほしい、こういうふうに思ひます。

ごらんのとおりで、委員長はうしろにすわつておられますけれども、私はやり出したら、あえてやれといふ一人でもやります。しかし、これはあまりにも過ぎます、少なくとも与党の皆さんとしては、これはこの間の分科会じゃないけれども、一人で委員長と二人でやつた社会党の議員もおりますから、やるのはやりますよ。天井と質疑応答するようになつていなくても私はやるけれども、しかし常に呼び出し、動員みたいなことをかけないで成立できないということであれば、これは私はもうきようは審議はやりません。与党の皆さんがそこまで法案の成立に対して熱意のないものを、われわれ野党は協力する必要はないと思ふのですよ。こんな実態の中でわれわれ自身が審議を続行したといへば、もう率直なことを申し上げますが、国対レベルではわれわれの立場はなくなりますよ。

ですから、私は申し上げておきますが、きょうはこれで散会し、あとは五月の二十六日まで。与党の皆さんは会期延長のことをどう考えておる

か知りませんが、われわれは絶対反対の立場で会期延長にも臨みますが、五月二十六日までの段階で、時間がないから質問の時間を縮めるなんといつても、そういうことは私は了承しませんよ。

（「理事会で」と呼ぶ者あり）理事会じゃないですよ。何でも理事会、理事会と言っていて、そんな適当なことはいかぬですよ。理事会だけできめて、この種のことを平場でやらぬからだめだ。何でも理事会、理事会と、そういう悪い慣行は直していくべきだと私は思う。

ですから、私どもは質問の内容の良否を越えて、少なくとも国民の利益を守るという立場からまじめに質問だけはさせてもらいます。その点については、会期の問題と関連して時間が足らぬからということとは、委員長も含めて与党の皆さんはおっしゃらないように念を押しておきます。そういうことで私はきょうはやめます。

○木野委員長代理 次回は来たる十六日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

昭和四十七年五月二十三日印刷

昭和四十七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H